

2021年3月30日

放送人権委員会決定 第76号
「リアリティ番組出演者遺族からの申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「リアリティ番組出演者遺族からの申立て」 に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 番組出演者の母親
被申立人 株式会社 フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『TERRACE HOUSE TOKYO 2019-2020』第38話

放送日 2020年5月19日(火)

放送時間 午前0時25分～0時55分

【決定の概要】	3ページ
本決定の構成	
I. 事案の内容と経緯	5ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	5ページ
2. 本件放送の内容	5ページ
3. 論点	6ページ
II. 委員会の判断	7ページ
1. 委員会の判断の対象	7ページ
(1) 本件番組及びその関連動画の相互関係	
(2) 委員会の判断の対象	
2. 事案の概要	8ページ
(1) 本件番組について	
(2) 木村花氏の本件番組への出演契約の際の状況	
(3) 本件放送について	
(4) 第38話のNetflix配信後の状況	
(5) 5月14日の未公開動画の配信	
(6) 本件放送前後の状況	
(7) SNS対策とSNS上の誹謗中傷の状況	

① 本件番組におけるSNS対策について	
② 第38話のNetflix配信及び本件放送を受けたSNS上の誹謗中傷の状況	
(8) 木村氏死去後のフジテレビの対応	
3. 「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」について・14ページ	
(1) 当事者の主張	
(2) 人権侵害の判断基準について	
① 「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」に関する一般論	
② リアリティ番組における、視聴者の行為を介した人権侵害に関する放送局の責任	
③ 本件放送の特殊性	
(3) Netflix配信の前後から本件放送の前後までのフジテレビの対応について	
① Netflix配信前の状況	
② 自傷行為後の木村氏へのケアについて	
③ 5月14日の本件未公開動画の公開について	
④ 本件放送を行うとする判断について	
(4) 人権侵害についての検討	
4. 自己決定権及び人格権の侵害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・20ページ	
(1) 当事者の主張	
(2) 検討	
(3) 小括	
5. プライバシー侵害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・23ページ	
6. 放送倫理上の問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・24ページ	
(1) 本件放送を行うとする決定に際しての出演者への配慮について	
① 出演者の身体的・精神的な健康状態への配慮と放送倫理	
② 本件について	
(2) 「過剰な編集、演出を行ったことによる放送倫理上の重大な問題」について	
(3) 「検証を十分に行わなかったことによる放送倫理上の重大な問題」について	
(4) 申立人に対する対応について	
III. 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・27ページ	
IV. 放送概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・44ページ	
V. 申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・56ページ	
VI. 申立ての経緯および審理経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・61ページ	

【決定の概要】

申立ての対象は、2020年5月19日に放送されたフジテレビの『TERRACE HOUSE TOKYO 2019-2020』（本件番組）。出演していたプロレスラーの木村花氏が放送後に亡くなったことについて、同氏の母親が、娘の死は番組の“過剰な演出”がきっかけでSNS上に批判が殺到したためだとして、人権侵害があったと申し立てた。本件番組は、募集によって選ばれた初対面の男女6人が「テラスハウス」で共同生活する様子を映し、スタジオのタレントらがそれにコメントするスタイルのいわゆるリアリティ番組であり、Netflix等で配信され、数週間後に地上波で放送されていた。

本件放送の中盤、木村花氏が共用の洗濯乾燥機に置き忘れていた重要な試合用のコスチュームを、男性出演者が誤って洗濯、乾燥してしまったため縮んで着用できなくなったことに対し、木村氏が怒りをあらわにする様子が描かれる。木村氏は、テラスハウス住人全員が顔を合わせたところで、男性に怒りの言葉をぶつけ、「ふざけた帽子かぶってんじゃないよ」と言い、男性がかぶっていた帽子をとって投げ捨てる。この場面が「コスチューム事件」と名付けられ、SNS上で木村氏に対する多数の誹謗中傷を招いた。

「コスチューム事件」が最初に人々の目に触れたのは3月31日のNetflix配信においてであるが、その直後、木村氏は自傷行為に至る。その後、5月14日には、未公開動画として、女性出演者から落ち度を指摘されたことに対し、木村氏が自身の正当性を主張するような動画がYouTube上で公開され、再度誹謗中傷を招いた。5月19日には地上波にて本件放送が行われ、5月23日、木村氏は自死した。

以上の事案につき、人権侵害については3点の判断を行った。第1に、申立人は、視聴者からの誹謗中傷がインターネット上で殺到することは十分に認識可能であることから、放送局に「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」の責任があると主張した。これについては、表現の自由との関係で問題があり、一般論としてはこうした主張は受け入れられない。ただ、本件では、先行するNetflix配信が誹謗中傷を招き、自傷行為という重大な結果を招いたという特殊性がある。このような場合においては、少なくとも、先行する放送ないし配信によって本件の自傷行為のような重大な被害が生じている場合、それを認識しながら特段の対応をすることなく漫然と実質的に同一の内容を放送・配信することは、具体的な被害が予見可能であるのにあえてそうした被害をもたらす行為をしたものとして、人権侵害の責任が生じうるものと考えられる。

しかし、本件では、自傷行為後にフジテレビ側は一定のケア対応をしており、また、本件放送を行う前にも一定の慎重さをもって判断がなされたため、漫然と本件放送を決定したものとはいえず、人権侵害があったとまでは断定できない。

第2に、申立人は、木村氏の言動は、著しく一方的な「同意書兼誓約書」の威嚇の下、煽りや指示によってなされたものだから、自己決定権及び人格権の侵害があると主張す

る。この点について、若者であるとはいえ成人である出演者が自由意思で応募して出演している番組制作の過程で、制作スタッフからなされた指示が違法性を帯びることは、自由な意思決定の余地が事実上奪われているような例外的な場合である。本件では、制作スタッフからの強い影響力が及んでいたことは想像に難くないが、上記のような例外的な場合にあったとはいえ、自己決定権等の侵害は認められない。

第3に、コスチューム事件における木村氏の言動が、通常他人に見られたいと考えられるものでプライバシー侵害に当たるとする主張については、撮影されることを認識し認容していたことなどからして、違法なプライバシー侵害であるとは言えない。

他方、放送倫理上の問題に関して、3点につき判断した。第1に、それまでの経緯からして、木村氏に精神的な負担が生じることが明らかである本件放送を行うとする決定過程で、出演者の精神的な健康状態に対する配慮に欠けていた点で、放送倫理上の問題があったと判断した。すなわち、リアリティ番組には、出演者のありのままの言動や感情を提示し、共感や反発を呼ぶことによって視聴者の関心を引きつける側面がある。しかし、ドラマなどのフィクションとは違い、真意に基づく言動とは異なる姿に対するものも含め、視聴者の共感や反発は、生身の出演者自身に向かうことになることから、リアリティ番組には、出演者に対する毀誉褒貶を、出演者自身が直接引き受けなければならない構造がある。そして、出演者の番組中の言動や容姿、性格等についてあれこれコメントをSNSなどで共有することがリアリティ番組の楽しみ方となっており、自身の言動や容姿、性格等に関する誹謗中傷によって出演者自身が精神的負担を負うリスクは、フィクションの場合よりも格段に高い。このことなどを踏まえると、出演者の身体的・精神的な健康状態に放送局が配慮すべきことは、もともと放送倫理の当然の内容をなすものと考えられるが、リアリティ番組においては特にそれがあてはまる。しかし、上述のとおり、本件においてはこうした配慮が欠けており、放送倫理上の問題がある。

第2に、申立人が、ことさらに視聴者の感情を刺激するような過剰な編集、演出を行ったことによる問題があると主張した点については、事実関係が確定できないこと、および、木村氏の怒りの場面は、少なくとも相当程度には真意が表現されたものと理解でき、放送倫理上の問題があるとは言えない。

第3に、フジテレビの検証が内部調査にとどまった点の評価については、番組による人権侵害等を判断する委員会の基本的任務とは距離があり、本決定では判断を行わない。

最後に、リアリティ番組の制作・放送を行うに当たっての体制の問題を、課題として指摘せざるを得ない。本決定を真摯に受け止めた上で、フジテレビが木村氏の死去後に自ら定める対策を着実に実施し、その効果の不断の検証を踏まえて改善を続けるなどして再発防止に努めるとともに、本決定の主旨を放送するよう要望する。

同時に、放送界全体が本件及び本決定から教訓を汲み取り、木村花氏に起こったような悲劇が二度と起こらないよう、自主的な取り組みを進めるよう期待する。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、2020年5月19日に放送されたフジテレビの『TERRACE HOUSE TOKYO 2019-2020』。出演していたプロレスラーの木村花氏が放送後に亡くなったことについて、同氏の母親が、娘の死は番組の“過剰な演出”がきっかけでSNS上に批判が殺到したためだとして、人権侵害があったと申し立てた。これに対してフジテレビは、「木村氏を暴力的に描いていない」「社内調査を行い検証したが、人権侵害は認められない」と反論した。

委員会は運営規則第5条(6)で、「苦情を申し立てることができる者は、その放送で取り上げられたことにより権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人を原則とする」と定めている。第284回委員会で、本件は人権侵害を受けたとする当事者が亡くなっており、当事者の母親を直接の利害関係人と認め、審理入りすることを決定した。

2. 本件放送の内容

『TERRACE HOUSE TOKYO 2019-2020』は、募集によって選ばれた初対面の男女6人が「テラスハウス」と称するシェアハウスで共同生活する様子を映し、スタジオのタレントらがそれにコメントするスタイルのいわゆるリアリティ番組。

本件放送の中盤、木村花氏が共用の洗濯乾燥機に置き忘れていた重要な試合用のコスチュームを、男性出演者が誤って洗濯、乾燥してしまったため縮んで着用できなくなったことに対し、同氏が怒りをあらわにする様子が描かれる。木村氏は、テラスハウス住人全員が顔を合わせたところで、男性に対し怒りの言葉をぶつけ、「ふざけた帽子かぶってんじゃねえよ」と言いつつ、男性がかぶっていた帽子をとって投げ捨て、その場を立ち去る。

本件番組は、NetflixとFOD（フジテレビが運営する動画配信サービス）で配信され、数週間後に地上波で放送されていた。本件放送はその第38話で、「Case of The Costume Incident」というタイトルが付されている。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおり。

- 本件放送に過剰な演出はあったか。
- 予告編や未公開映像、副音声が視聴者に対する過剰な煽りとなっていなかったか。
- 帽子のシーンを台本によらない自然な行動として放送したことに、人権侵害や放送倫理上の問題はあるか。
- 出演にあたって締結した同意書兼誓約書が、木村花氏の自由な意思表示や行動を過度に抑制する要因となったか。
- 第38話のNetflix配信後の経緯において、本件放送を行ったこと自体に人権侵害や放送倫理上の問題はあるか。
- 第38話のNetflix配信後の、フジテレビの木村花氏への対応に問題はなかったか。
- 木村花氏が亡くなった後のフジテレビの対応に問題はあるか。

II 委員会の判断

1. 委員会の判断の対象

(1) 本件番組及びその関連動画の相互関係

本件番組『TERRACE HOUSE TOKYO 2019-2020』は、募集によって選ばれた初対面の男女6人が「テラスハウス」と称するシェアハウスで共同生活する様子を映し出す番組である。最初のシリーズは2012年にフジテレビで放送され、本件番組を含むシリーズは、2019年5月からNetflixで、同年6月からFODでそれぞれ配信が開始され、地上波では同年7月から放送されている。

本件番組の各話は、地上波で放送される前に、まずNetflixで配信される。本件番組は、フジテレビ及び株式会社イースト・エンタテインメント（以下、「イースト社」という）が制作しているもので、Netflixでの配信については、配信権を販売する形となっている。通常、その1か月後にFOD配信がなされ、さらに3週間から4週間後に地上波で放送される。Netflix及びFODでの配信は同一内容であるが、地上波で放送される際には、放送時間の関係で一部がカットされている。

なお、本件番組の中心的な内容は、出演者（テラスハウスの住人たち）の日常生活を描き出すものであるが、各話の最後の部分にはスタジオトーク場面も挿入されており、そこではタレントたちが、当該回の内容についてコメントをしあう様子が収められている。また、本件番組には、これらのタレントが本編を視聴しながら同様にコメントをする内容の副音声が付されている。

以上が本編についてであるが、それ以外に、番組公式SNSにおいて予告編が、番組公式YouTubeにおいて未公開動画が、Netflixの配信日である毎週火曜日にそれぞれ配信されている。2020年5月14日に配信された3本の動画（後述）は、その一環のものである（もっとも、この日は木曜日である）。この未公開動画は、本件番組同様、フジテレビ及びイースト社が制作している。

このほか、Netflix JapanのYouTubeチャンネルで配信される「山チャンネル」という動画では、本件配信の各話に関する男性タレントのフリートークが収録されている（なお、このタレントは本編のスタジオトーク場面にも登場する）。この「山チャンネル」は、Netflix Japanがイースト社に発注して制作されているもので、フジテレビは関与していない。

(2) 委員会の判断の対象

委員会は、放送倫理の向上を目指し、「放送」による人格権の侵害等について審理するため、日本放送協会と日本民間放送連盟との合意に基づき設置されたものである。このことから、インターネット上のコンテンツによる人権侵害について委員会の判断

対象となるのは、放送番組と（ほぼ）同一内容のものに限られる（決定第38号「広島県知事選裏金疑惑報道」参照）。また、放送番組と（ほぼ）同一内容のものであっても、放送局以外のものが公開した分については判断対象とならない。

以上から、本決定において直接の判断対象となるのは、地上波で放送された本件番組の第38話（以下、「本件放送」という）による人権侵害や放送倫理上の問題の有無であり、Netflix及びFODでの配信やそれによって生じたインターネット上の反応をはじめとする諸状況は、関連する事情として考慮される。

2. 事案の概要

（1）本件番組について

本件番組は、いわゆるリアリティ番組のジャンルに属し、番組中「男女6人 台本のない日々を記録中」というテロップが（スタジオトークの放送部分を除き）常に表示されている。フジテレビによれば、予め準備した台本は存在せず、番組内のすべての言動は、基本的に出演者の意思に任せることを前提として制作されていた。ただし、制作スタッフが出演者の言動に一切関与しないということではなく、撮影時間、撮影場所、制作体制等の制約により、場面設定上必要な場合には、合理的な範囲で出演者に協力を依頼し、あるいは、出演者からの相談に対し提案や助言をすること等もあるという（4（2）も参照）。

（2）木村花氏の本件番組への出演契約の際の状況

申立人の娘である木村花氏（以下、「木村氏」という）は所属事務所である株式会社ウォークを通じて本件番組への出演を希望し、2019年6月26日以降、制作スタッフとの数回の面接を経て出演が決定した。契約書に当たる「同意書兼誓約書」に木村氏が署名したのは同年8月29日であり、9月2日、テラスハウスに入居した。出演回が放送されたのは、同年12月3日放送の第20話が最初である。

なお、「同意書兼誓約書」に署名を行うに先立ち、イースト社のプロデューサーによる読み合わせが約1時間かけて行われるのが通例ということであり、木村氏についても同様であったと考えられる。

また、このプロデューサーは、同時に、SNS使用時の心構え・注意点も説明しているという。その主な内容は以下のとおりとのことである。「最近の傾向として、出演者に対してSNSで色々と批判が来ることも増えている」、「過去の放送分で、SNS上の批判の対象となった具体的な事例の説明。撮影において嘘や偽りがあると、それが明らかとなった場合、特に視聴者の反感を買い、SNS上での反感を招きやすいので、嘘・偽りなく正直な態度で撮影に臨むよう注意すること」、「良い評価だけで終わる人はほとんどいないが、投稿の傾向は一定ではなく波がある」、「制作側はSNSで

の炎上を望んでいないし、途中で批判があっても、ハウスを退居した後は、きちんと愛されるキャラクターになってもらうことを目指している」、「出演者は、入居前は『分かっている、大丈夫』と言うが、実際にSNSが炎上すると、精神的に参ってしまうこともある」、「萎縮して本音を出せなくなってしまうと、出演者にとっても、制作側にとってもあまり良い結果にならない」、「SNSは、好意的な意見だけではないので、運営する上では心構えが必要である」。

また、フジテレビの説明によると、制作スタッフは、出演者がテラスハウスに入居する際や撮影期間中に、生活・撮影に対する「心構え」として、次のような説明をしているとのことである。「自分の心のアンテナの感度レベルを、1から5や10にするつもりで、豊かな感覚をもって、ここでの生活をしてほしい」、「1番やって欲しくないのは0を1にすること（ないものをあるように見せる嘘）である」、「カメラの有無で言動・行動を変えないでほしい」、「スタッフは相談にもものるし提案もするが、本人の気持ちを最優先する」。

その後、2020年3月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で撮影が中止され、木村氏を含む出演者はテラスハウスでの共同生活をやめて各自の生活に戻ることになった。

（3）本件放送について

本件放送は本件番組の第38話であり、「Case of The Costume Incident」というタイトルが付されている。Netflixでこの回の配信が開始されたのが2020年3月31日、FOD配信開始が4月28日、本件放送が5月19日であった。

本件放送の中盤では、テラスハウスの2階、「女子部屋」と呼ばれる女性出演者の居室での木村氏と他の女性出演者1人との間の会話が放送される。木村氏が大切にしていたプロレスの試合用コスチュームを、男性出演者（A氏とする）が誤って洗濯機にかけて乾燥させてしまい、縮んで着られない状態になってしまったことが明かされ、木村氏が悲しみとA氏に対する怒りとで涙を流す場面である。なお、A氏がコスチュームを洗濯機にかけてしまったのは、その前に使用した木村氏がコスチュームを洗濯機内に残したままであったのを、気づかずに自分の衣類の洗濯を行ったためである。

場面が変わり、本件放送の後半では、ほかの3人の出演者が1階のダイニングルームで談笑しているところに、まず、A氏が帰宅する。その後、木村氏及び上記の女性出演者がダイニングルームに降りて来て、住人全員が顔を合わせたところで、木村氏が縮んだコスチュームの話を始め、A氏に対し、約3分間にわたり激しい怒りの言葉をぶつける。その間、A氏は帽子をかぶったまま、オープンキッチンのカウンターに肘をつき、「ごめん、本当にごめん」などというほかは、ほぼ黙って座っている。最後に木村氏はA氏に近づき、「ふざけた帽子かぶってんじゃねえよ」と言いつつ、A氏が

かぶっていた帽子をとって投げ捨て、そのまま2階に上がっていく。その様子を呆然と眺めつつ、“What the fuck”（画面には「一体何なんだ」との字幕が表示される）とつぶやくA氏の横顔をアップで映して本件放送の本編が終了し、スタジオトークに移行する。

このダイニングルームでの場面が、SNS上などで「コスチューム事件」と呼ばれ、木村氏が激しい非難を受けるきっかけとなったものである。また、前述のとおり、この第38話のタイトルは、「Case of The Costume Incident」であり、この事件がこの回の中心的な内容だと位置づけられていたことは明らかである。

なお、この事件の伏線として、次のような事情もあった。本件放送の前の回である第37話では、木村氏及びA氏を含む出演者4人が京都に1泊旅行をする様子が描かれる。かねてA氏に好意的に接していた木村氏だったが、旅行中のA氏の周囲への配慮を欠く自分本位な態度などに不満をもつことになった。本件放送の序盤でも、ある女性出演者がA氏に対してこの点につき忠告する場面が放送されている。コスチューム事件でA氏が誤ってコスチュームを洗濯機にかけてしまったのは同氏のこうした性格の表れだとして、木村氏がそれまで抱えていたA氏に対する不満が爆発し、上記のような激しい怒りにつながったものと理解できる。こうした怒りの表現がなされたことに関し、申立人は撮影前に、スタッフから「ビンタくらいしちゃえば」などと煽られていたと主張しているが、この点に関しては後述4（1）のとおり、当事者の主張が大きく異なっている。

また、このコスチューム事件が撮影された2020年1月21日の翌日、A氏は木村氏に謝罪をし、アルバイトをしてコスチューム代金を弁償するとの約束をした。そして、翌々日の23日には、A氏はテラスハウスから退去し、出演も終了となった（「卒業」とよばれる）。第39話では、これらの経緯が描かれている（ただし、木村氏の死去に伴い、地上波では放送されなかった）。

（4）第38話のNetflix配信後の状況

Netflixで第38話の配信が開始された2020年3月31日、Twitter、InstagramなどのSNS上で木村氏を非難する書き込みが多数あらわれ、あるいはそのような内容のダイレクト・メッセージ（SNSの機能の1つで、特定人同士が非公開でやりとりができるもの。以下、「DM」という）が送信されてきたことを受けて、木村氏は自宅にて左腕に自傷行為を行い、その写真を友人に送信するとともに、SNS上で一般に公開した（前述のとおり、その直前の3月28日から、本件番組の撮影は中止され、出演者は自宅に戻っていた）。翌4月1日、木村氏は友人のプロレスラーB氏に付き添われて整形外科で治療を受けたが、その後も精神状態は不安定で、4月中旬ころまでの間、自傷行為を繰り返すことになった。

この間、木村氏のケアを主に担ったのは、公私ともに親しくしていた上記のB氏と、C氏である。両氏は2019年5月から、所属プロレス団体の中で、木村氏がリーダーを務めるユニット（チーム）に所属していた。

C氏は、自傷行為後の木村氏を、気持ちが落ち着いてきたように見えた4月下旬まで自宅に同居させていた。その間の木村氏の様子についてC氏は、2、3日ずっと寝ているかと思えば、逆に活発になって大掃除に近いぐらいの掃除をし始めて、そうかと思えばずっと寝込む、また、目を離すとすぐに自傷行為をするといった状態で、後日、うつ病のことを調べてみると当てはまるが多々あったと述べる。その後も、地上波でコスチューム事件が放送されるのを怖がっていたという。また、木村氏は、本件番組中で、自分の悪いところだけ切り取られて放送されるという印象を持ち、スタッフに対する不信感を持っていたともいう。

一方、フジテレビの側では、本件番組の制作スタッフが、3月31日の自傷行為を木村氏のSNS投稿によって知り、電話及びLINEで木村氏に連絡をしたところ、所属プロレス団体の同僚宅で落ち着いており大丈夫だという返信があったという。その後も、イースト社の複数名がそれぞれの立場から、自宅訪問も2度行ったほか、主にLINEや電話を通じて対応に当たっていた。まず、アシスタントディレクターのD氏は、テラスハウスでの生活において木村氏と最も親しくしていたスタッフであり、3月31日以降もスタッフの中では最も頻繁にやり取りをしていた。また、イースト社のチーフプロデューサーであるF氏や、プロデューサーであるE氏ともLINE等での連絡を行っていた。

なお、フジテレビのチーフプロデューサーに自傷行為の件が報告されたのは4月4日になってからであり、Netflix配信から本件放送までの間、木村氏と直接連絡することはなく、また、この間の判断はフジテレビのチーフプロデューサー限りでなされており、それ以上に社内の責任ある立場の者で情報を共有して協議されることはなかった。

具体的な主な対応内容として、C氏ら及び制作スタッフの一部とがテラスハウスで共同生活を行うことの提案（4月4日）、C氏とD氏、E氏、F氏とのLINEグループの設定（4月7日）、D氏及びE氏による木村氏の自宅訪問（F氏はビデオ通話で参加、4月8日）、精神科医の紹介と受診の提案（4月9日。ただし、結局、受診は実現していない）、E氏、D氏による自宅訪問（4月19日。同じ小説を読んでLINEで感想を言い合うこととした）及びSNSアプリの消去（同日）などがある（なお、前述のとおり、このほかに、LINE等での連絡は適宜なされていた）。

（5）5月14日の未公開動画の配信

5月14日には、第38話に関連する未公開動画3本が、「コスチューム事件その後」

として、YouTubeで公開された。順にそれぞれ「It's easier not to say」（４分４秒）、「It's Not My Fault」（５分４４秒）、「You Are Not Just A Friend」（８分３６秒）と題するものである（以下、順に「本件未公開動画①」などという）。

本件未公開動画①は、木村氏以外の女性出演者２人が、コスチューム事件以降、テラスハウスの住人の間の人間関係がぎこちないものとなっているとの認識を共有し、その後タブーとなっているこの話題を、木村氏と改めて話してみることを決めるまでの様子が描かれている。それを受けて、本件未公開動画②では、すべての責任はA氏にあるとする木村氏に対し、上記の女性出演者２人が、木村氏の側にも落ち度があったのではないかなどと述べたところ、木村氏は泣き出して別室に出て行ってしまい、画面の外から、「無理」という泣き声が聞こえるところまでが描かれる。さらに、本件未公開動画③では、A氏が卒業後、木村氏からの連絡にも応えず、また、コスチューム代を弁償する約束も果たさないといった不誠実な態度を続けていることが語られ、木村氏の怒りが持続している理由が明かされる。

本件未公開動画の公開を契機に、SNS上及びDMによって木村氏に対する非難がなされた。また、１月２３日に卒業して以来連絡がとれていなかったA氏から木村氏に連絡があり、電話でコロナ禍が落ち着いたら食事に行く約束をしたという。

（６）本件放送前後の状況

本件放送がなされたのは、２０２０年５月１８日深夜（１９日午前０時２５分から５５分まで）である。Netflixでの第３８話の配信を契機に木村氏に対する非難がわき起こり、自傷行為に至ったにもかかわらず、フジテレビが本件放送を行ったのは、スタッフとのLINE等でのやり取りにおいて前向きな様子が見て取れたこと、所属プロレス団体からの要請もあって自身の意思でSNSを再開していたこと、本件番組の撮影に関しても今後の自身の卒業プランについての提案があるなど前向きであったこと、コスチューム事件の描写についても暴力表現等に関する放送基準等に反するものではないこと、などを総合的に判断した結果であるという。

本件放送後、５月１９日にかけて、スタッフは木村氏とLINEでやり取りを行った。その中で、非難のDMがあったことが伝えられたが、収録が再開されたら、A氏との仲直りシーンで卒業できないかという、今後の撮影再開を前提にした相談もあった。

しかし、５月２３日には、木村氏は自死に至った。

（７）SNS対策とSNS上の誹謗中傷の状況

① 本件番組におけるSNS対策について

フジテレビによれば、本件番組では、出演者個人のSNSを隈なくチェックする担当はいないが、番組公式SNSの更新を行う担当は出演者のSNS上の投稿

を目にする機会が多く、気になる点があれば他のスタッフに報告していたという。しかし、制作側は、出演者自身の投稿内容を確認することを主たる目的としており、フォロワーからのコメントについて積極的に関心を払うことは少なかった。ただし、現場スタッフ全員が日常的に出演者の精神状態や言動に気を配っており、何かあれば声を掛け、話を聞いているとする。その際に、SNSについて悩んでいることが確認された場合には、内容に応じて関係者に共有し、必要な対応を図ることとされていた。そして、緊急性の高い場合や、重い悩みを抱えている場合について、タレント事務所に所属している出演者については、事務所に連絡して対応を協議し、事務所に所属していない出演者については、主にプロデューサーが直接連絡をとり、ケアに当たっていたという。また、前述2(2)のとおり、「同意書兼誓約書」に署名を行う際に、SNS使用時の心構え・注意点も説明しているという。

誹謗中傷については、自然に沈静化するのを待つのが基本的な姿勢であり、脅迫や殺害予告など危険性があるメッセージがあった場合に法的対応や警備員の配置、警察への相談等を行うこととしていた。

「コスチューム事件」の配信・放送に関しては、次に見るように、多数の誹謗中傷がなされたが、フジテレビは、上記のような特別な対応はしておらず、そのほか、自ら削除要請を行ったり、木村氏に誹謗中傷の文言の削除に関する助言をするといったことや、誹謗中傷の自制を広く呼びかけたりすることはなかった。

② 第38話のNetflix配信及び本件放送を受けたSNS上の誹謗中傷の状況

この点については、まず、フジテレビが検証報告(2(8)参照)の中で行ったTwitter上での投稿状況の調査があるものの、これは木村氏死去後のものであって削除された誹謗中傷も多くあったと考えられるほか、木村氏に精神的打撃を与えた誹謗中傷には、非公開のやり取りであるDMによるものも少なくないことから、誹謗中傷の全体像を正確に把握することは困難である。また、本人に対する精神的負担の程度は、誹謗中傷の件数だけでは測れない。

こうした点に留意しつつ、上記調査の結果を見ると、次のとおりである。

通常、Netflixの配信日の本件番組に関する全体の話題量は、1日に約6000から8000件である。Netflixで第38話が配信された3月31日は、22421件と通常より高かった。この傾向は配信翌日の4月1日にかけて続いたが、4月3日以降は通常の水準に戻った。話題全体に占める木村氏に対するネガティブなコメントの割合は、配信直後の1時間は約40%だったが、翌日にかけて10~20%となり、4月2日以降は通常時と同水準となった。

通常、地上波での放送日の本件番組に関する全体の話題量は、約2000から4000件である。地上波での第38話の放送後の話題量は、放送直後の1時間に

約1500件だったが、その後急速に減少し、3～4時間後には、1時間あたり約200件で、地上波放送日の合計で3202件とNetflixの配信時よりも大幅に少なかった。また、話題の大半は、同時帯にNetflixで配信された最新話に関する内容であった。木村氏に対するネガティブなコメントが話題全体に占める割合も、地上波放送日が12.1%と通常時と同水準であった。頻出単語にも、最新話で発表された新メンバーに関するポジティブなものが多数検出され、第38話のコスチュームに関するものは少なかった。Twitterのトップハッシュタグに木村氏の名前は検出されず、話題の中心はNetflix最新話の主な登場メンバーとなっていた。

他方、申立人からは、それぞれの投稿の正確な日時は不明であるものの、3月31日ころから5月24日ころのものとして、誹謗中傷の投稿のスクリーンショットが提出されている。そこには、「テラハから出てけ」「反吐が出そう」「ゴミ女」「出ていけクソブス女」といったものや、「てか死ねやくそが」「花死ね」といったものなど、木村氏に対する激しい誹謗中傷が多数見いだされる。

そして、所属プロレス団体の同僚のB氏やC氏、番組スタッフのD氏とのLINEのやり取りには、木村氏がこうした誹謗中傷に強い衝撃を受け、苦悩していたことが生々しく示されている。もっとも、本件未公開動画の公開のころ以降は、上記各氏とのやり取りからは、それ以前よりは落ち着いた様子であったように見える。

(8) 木村氏死去後のフジテレビの対応

フジテレビは、5月26日、第39話の地上波放送を取りやめ、翌27日、今後の本件番組の放送、FODでの配信、新たなエピソードの収録を中止することとした。その後、7月31日には、社内調査に基づく検証報告書を公表した。

3. 「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」について

(1) 当事者の主張

申立人は、次のように主張する。木村氏が本件放送により多数の誹謗中傷を再度受けるであろうことをフジテレビは容易に予測でき、本件放送を見送ったり、コスチューム事件の場面を別の映像に差し替えたりするという選択肢もあったにもかかわらず、木村氏に対する批判を招くことが想定される本件未公開動画を公開した上で、内容を本件配信から何ら変更しないまま、漫然と本件放送を行った。このような放送を行うこと自体が、木村氏に対する誹謗中傷を誘発させ、木村氏に精神的苦痛を与えるものであることは疑いようがないから、「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」は明らかである。

申立人はまた、この点は、放送倫理基本綱領や、日本民間放送連盟放送基準前文及び(2)にも反し、本件放送には放送倫理上も重大な問題があったとしている。

これに対してフジテレビは、本件配信後、木村氏に対して各種の対応を行っており、漫然と本件放送を行ったわけではないとする。

(2) 人権侵害の判断基準について

① 「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」に関する一般論

申立人は、リアリティ番組の特殊性から、視聴者からの批判や誹謗中傷がインターネット上で殺到することは、放送局にも十分に認識が可能であることから、放送局に「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」の責任があるとする。

ここで問題となっている視聴者の行為を介した人権侵害に関する放送局の責任は、放送内容が名誉毀損やプライバシー侵害に該当するか否かといった、委員会が通常扱っている問題ではなく、放送を契機にインターネット上の誹謗中傷がわき起こり、本人に精神的苦痛を与えることが、放送局による人権侵害と評価できるかどうかという問題である。すなわち、不特定多数の第三者の集合的な行為を、放送局の行為として評価することができるかが問われている。

これに対してフジテレビは、このような申立人の主張は、近代法の原則である自己責任の原則に反するばかりか、政治家の不正や芸能人の不祥事を放送する際には、その放送に起因するSNS等の投稿に違法な批判や誹謗中傷が含まれる可能性が認識可能である以上責任を免れないことになり、放送局の表現の自由や報道の自由を不当に制限するという。

この点について、視聴者の行為を介した人権侵害に関する放送局の責任を容易に認めるべきではないことはフジテレビの主張のとおりである。実際、それ自体は違法ではない内容の放送であっても、視聴者の反発を引き起こし、放送中に登場する人物がインターネット上あるいはその他の方法で非難されることがある。こうしたケースで過剰な非難によって当該人物の権利利益が侵害されることがあった場合、責任を負うべきは放送局ではなく、非難を行った者のはずである。

もっとも、申立人も一般論として視聴者の行為を介した人権侵害を広く認めるべきだとするものではなく、あくまでもリアリティ番組の特殊性を踏まえての主張であると思われるので、この点についてさらに検討する。

② リアリティ番組における、視聴者の行為を介した人権侵害に関する放送局の責任

そこで、リアリティ番組の特殊性について検討すると、リアリティ番組には、出演者のありのままの言動や感情を提示し、共感や反発を呼ぶことによって視聴者の関心を引きつける側面がある。もっとも、実際には演出上の指示・要請や、本人の番組企画への過剰な同調によって、真意に基づく言動とは異なる姿が視聴者に示されることもある。しかし、ドラマなどのフィクションとは違い、真意に基づく言動

とは異なる姿に対するものも含め、視聴者の共感や反発は、役柄として作られた登場人物にではなく、生身の出演者自身に向かうことになる。このように、リアリティ番組には、出演者に対する毀誉褒貶を、出演者自身が直接引き受けなければならない構造があるといえる。

そして、SNSが広く普及した今日においては、出演者の番組中の言動や容姿、性格等についてあれこれコメントを共有することがリアリティ番組の楽しみ方となっていることは明らかである。本件番組のようにスタジオトークや副音声でタレントがこうした談義に参加していることは、上記のような視聴方法を助長するが、そこに許容限度を超えた誹謗中傷が含まれうることも否定できない。リアリティ番組においては、出演者自身が毀誉褒貶を直接引き受けなければならない前述のような構造の中で、自身の言動や容姿、性格等に関する誹謗中傷によって出演者自身が精神的負担を負うリスクは、フィクションの場合よりも格段に高いと言わなければならない。

なお、この点につき、申立人は、海外のリアリティ番組において出演者が自死に至った例が少なからず見られることを指摘してその危険性を強調する。他方、フジテレビは海外のリアリティ番組と本件番組とは番組のルールや目的が異なるために制作や演出・編集も自ずと異なり、同列には論じられないとする。

双方に聞くべき点があると考えられるが、少なくとも上記のとおり、リアリティ番組の出演者自身が誹謗中傷によって精神的負担を負うリスクは、フィクションの場合よりも格段に高いことは否定できない。

他方で、先に一般論として指摘した表現の自由との関係のほか、第1に、申立人が援用する本委員会決定第24号（「警察官ストーカー被害者報道」事案）で述べられた「匿名で飛び交う無責任な発言を事前に予測することは著しく困難なことも事実であり、また、それらの書き込みの多くが放送の趣旨・内容とはおよそ関係なく、放送では触れられていない事柄にまで言及されていることを考えると、第三者によるインターネット・サイトへの書き込みにより仮に名誉権・プライバシー権等の人格権への侵害が生ずる場合があるとしても、それは放送による権利侵害とは別の問題」であるとする趣旨は、現在でも基本的には妥当すると考えられる（決定第50号「大津いじめ事件報道に対する申立て」も参照。ただし、本件放送の特殊性についてはさらに次に述べる）。

また、第2に、リアリティ番組のもつ上記の構造は、リスクと同時に、視聴者の共感を得られた出演者が一躍知名度を上げ、世に出るチャンスをも与えるもので、出演者はこうしたチャンスを夢見てリスクを承知の上で出演していることも少なくないこと、出演者が芸能事務所に所属している場合には、事務所にも精神的負担を軽減するための対応が求められることも考慮しなければならない。

以上からすれば、それ自体は違法性を含まない内容のリアリティ番組の放送に関し、インターネット上で出演者に対して誹謗中傷がなされること（さらに、それ起因する被害が生じること）について、放送局に人権侵害の責任を問うことは困難である。

③ 本件放送の特殊性

もっとも、本件では、ほぼ同一内容の番組が本件放送に先立ってNetflixで配信されて誹謗中傷がわき起こり、木村氏がそれを苦にして自傷行為に及んでいたことからすれば、本件放送によって少なくとも同様の結果が生じることは具体的に予見可能だったのではないかが問題となる。

この点について、同一の番組が、放送だけではなく、他のインターネット配信事業者のサービス等で配信されることが増えており、同様の問題は今後も生じることが想定されるが、現段階ではこのような場合の法的責任の判断基準についての議論は深まっておらず、確定的な基準をここで提示することは困難である。ただ、少なくとも、先行する放送ないし配信によって本件の自傷行為のような重大な被害が生じている場合において、それを認識しながら特段の対応をすることなく漫然と実質的に同一の内容を放送・配信することは、具体的な被害が予見可能であるのにあえてそうした被害をもたらす行為をしたものとして、人権侵害の責任が生じうるものと考えられる。

以上からすれば、本件では結局、特段の対応をすることなく漫然と実質的に同一の内容を放送したかどうかについて、Netflix配信の前後から本件放送の前後までのフジテレビの木村氏に対する対応のあり方を中心に検討すべきことになる。

(3) Netflix 配信の前後から本件放送の前後までのフジテレビの対応について

① Netflix 配信前の状況

第38話のNetflix配信前の状況として、まず、それ以前から、木村氏は本件番組に起因してインターネット上で誹謗中傷を受けて悩んでおり、2020年1月下旬には友人のB氏やC氏に相談をしていたということである。また、B氏らによれば、第38話のNetflix配信前にも、「あれが放送されたら叩かれるんだろうな」と言っ、て、コスチューム事件が配信されることを怖がっていたという。

そして、現在でも、インターネット上には、第24話で木村氏が他の女性出演者と口論をしたことに対する批判的なコメントを見出すことができ、コスチューム事件配信前にも誹謗中傷に悩んでいた可能性は十分に想定できる。また、こうした前提があるからこそ、第38話のNetflix配信後に自傷行為という深刻な事態に至ってしまったとも考えられる。

他方、フジテレビは、コスチューム事件の配信によって木村氏に対して多くの誹謗中傷が生じることは予想していなかったと述べている。木村氏を凶暴な女性に描いた認識がなかったからだというが、上記のような木村氏の悩みを把握していなかったことも背景にあると思われる。

② 自傷行為後の木村氏へのケアについて

第38話のNetflix配信後のフジテレビ側の木村氏に対する対応は、2(4)に述べたとおりであり、日常の付添い等は公私ともに親しくしているプロレスラーの友人(B氏、C氏など)に委ねつつ、イースト社の3人が電話やLINEで連絡を取ることを基本としていた。ただ、それだけではなく木村氏の自宅への訪問も2回行っている。

当時は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大局面にあり(2020年4月7日には東京都等を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされ、5月25日に解除された)、3月28日には本件番組の収録が中止され、出演者は自宅に戻っていたことからすれば、日常の付添い等を友人に委ね、上記のような形で対応することに問題があるとは言えない。

ところで、上記のようなやり取りの中で、フジテレビ側は、木村氏にSNSのアプリを削除(アンインストール)することなどを求め、実際に一旦は削除されたが、その後、5月3日のLINEでのやり取りで、木村氏がSNSを再開したことが判明した。その際、イースト社のプロデューサーやスタッフは不安を感じたものの、所属プロレス団体の「SNS推進部長」としての自らの責任を考慮した本人の判断だということで、くれぐれもDMだけは見ないように念押しするにとどめたという。

③ 5月14日の本件未公開動画の公開について

2(5)に述べたとおり、2020年5月14日にはYouTube上で3本の本件未公開動画が公開された。そのうち、本件未公開動画②(「It's Not My Fault」と題するもの)について申立人は、「(女性出演者が述べる)正論に木村氏が耳を傾けず、意固地になって自分の非も認めないまま部屋を飛び出すという、身勝手な行動を取っているという印象を視聴者に与えるものである。したがって、この映像に含まれる木村花氏の行動は、本件先行配信により同氏に批判的な意見、感情を抱いていた視聴者らの感情をいっそう逆撫でし、木村花氏に対する更なる批判を惹き起こすものである」と主張する。

これに対し、フジテレビは、「木村花さんが38話で起きた出来事背景について、視聴者に十分に伝わっていないとして不満を表明しており、制作スタッフはこれを和らげたいと考えていました。制作スタッフは、38話の前後を含む素材を確認し

たところ、配信されなかった部分、特に木村花さんの主張と、男性出演者の不誠実な対応（卒業後連絡が来ない、LINEも未読無視）をきちんと伝えることで、視聴者からの木村花さんの評価を回復できるのではないかと考えました。通常は、出演者からの『ここを使って欲しい』、『ここを使って欲しくない』などの要望は受け付けていませんが、木村花さんが3月31日に自傷行為に及んでいたこともあり、その心情に配慮することは重要であると考えて、実施を決定しました。」とする。ただし、本件未公開動画を作成することやその内容について、木村氏に意見を求めたことはなく、また、本件未公開動画の公開は木村氏にとって突然の出来事であった。

本件未公開動画の受け取られ方について、たしかに、②だけを単独で見ると、申立人が主張するような印象を与えることは否定できないが、本件未公開動画は、「コスチューム事件その後」という統一タイトルのもとに配信されており、3本すべて（とりわけ③）を視聴すれば、フジテレビの主張があながち不当であるとも言い難く、「制作陣が炎上を盛り上がりと感じ、動画を出せばおいしいと思った」と考える方が自然だとする申立人の主張は採用できない。

ただ、同時に公開されたとは言え、3本に分割されたものであり、本件未公開動画②だけを視聴する者も少なくないことも十分予想されることからすれば、本件未公開動画の編集に関し、配慮に欠ける点がある。

ところで、申立人は、本件未公開動画が撮影される際、木村氏が過呼吸になったのにカメラを回されて、その場から逃げたのに追い回されたと主張している。この点についてフジテレビは、過呼吸のような状態になったことは認めるものの、撮影はいったん中断し、落ち着いて30分程度経った頃、その場にいた木村氏以外の出演者2人の意向を確認して撮影を継続したという。このように事実関係の主張が大きく食い違っており、客観的な証拠も存在しないため、委員会が事実認定を行うことは困難であるが、フジテレビの主張を前提としても、木村氏の意向を確認せずに撮影を再開したことには疑問があり、その意味で、本件未公開動画の撮影過程にも配慮に欠ける点があったと言える。

④ 本件放送を行うとする判断について

最終的に、問題となる場面をカットする等の対応をすることなく、本件放送を行った判断をしたことについて、フジテレビはヒアリングにおいて、概ね次のように説明している。

まず、a) 上記①で見たとおり、プロレスラーの友人と一緒にいて落ち着かせるということで、安心していただけ、b) フジテレビ側から提案したメンタルクリニックの受診は、コロナ禍の中、実現しなかったものの医師からの助言（自傷行為の衝動の際は外に出て衝動が収まるまで走る、ないし散歩する、生活を規則的にして

記録する)を得て、精神的にかなり落ち着いたという報告があったこと、c)一旦SNSのアプリを消去したものの、所属プロレス団体からの要請もあり、本人の意思で再開したことを回復の兆候と理解したこと、d)本件未公開動画の公開を契機に、コスチューム事件の相手方であったA氏から連絡を受けて本人が前向きな気持ちになっていたこと、e)自分から進んでSNSに番組関連の情報を投稿したいという要請をスタッフに対して行ったり、今後の卒業のプランについて提案をするなど撮影続行にも前向きであったこと、f)本件放送におけるコスチューム事件の描写についても、放送基準等に抵触するものではないこと、から総合的に判断して、放送可能であると考えた。

(4) 人権侵害についての検討

以上を踏まえて検討すれば、フジテレビ側では、木村氏に対する精神的ケアや、SNSを通じての再度の誹謗中傷被害の防止について一定の対応はなされたことにより、再度の深刻な被害の具体的な予見可能性は低下しており、また、本件放送を決定する際、上記④でみたa)～f)を総合的に考慮したということで、その判断が一応の慎重さをもってなされたことがうかがえるため、漫然と本件放送を決定したものとは言えない。

そうすると、具体的な被害が予見可能であるのにあえてそうした被害をもたらす行為をしたとは言えず、人権侵害があったとまでは断定できない。なお、決定の際の配慮が十分であったかどうかは、放送倫理上の問題として6で検討する。

4. 自己決定権及び人格権の侵害について

(1) 当事者の主張

申立人は、本件放送には、制作者及び視聴者を意識した行動を取らせ、これを自然な行動であるとして視聴者に提示したことによる自己決定権及び人格権の侵害、すなわち、木村氏にコスチューム事件における行動を取らせた上、そのような木村氏の言動が「リアル」なものであるかのように銘打って放送した本件放送は、木村氏の自己決定権及び人格権を侵害すると主張する。

具体的には、コスチューム事件の撮影に先立ち、スタッフが木村氏に対して、「ビンタしちゃえば」「プロレスラーらしく振る舞ってほしい」等の指示があったことが主張されている。また、出演契約書に相当する「同意書兼誓約書」の内容が著しく一方的であり、木村氏がその存在に苦しめられていたとも主張する。

他方、フジテレビはこうした発言を全面的に否定しており、当事者間での事実関係の主張が大きく食い違っている。

(2) 検討

上記のように、当事者間での事実関係の主張が大きく食い違っており、客観的な証拠も存在しないことから、委員会が事実関係を確定することは困難である。ただ、「ピンタしちゃえば」と木村氏がスタッフから言われたことにつき、友人のB氏及びC氏は、コスチューム事件が実際にあった日の翌日である1月22日に木村氏から聞かされていたとのことであり、具体的な表現やニュアンスはともかく、そのような指示があったと木村氏が受け止めるような事実関係があった可能性は否定できない。ただ、そうだとした場合、これ以上の具体的な事実認定は困難である。

そこで、別の観点から検討をしてみると、まず、申立人の主張する「制作者及び視聴者を意識した行動を取らせ、これを自然な行動であるとして視聴者に提示したことによる自己決定権及び人格権の侵害」とは、申立人が、同意書兼誓約書の拘束力を背景としたスタッフからの指示を問題にしていることからすれば、実質的には、本人の意思に反するような言動を強要されたことによる権利侵害をいうものと理解できる。

この点について、若者であるとはいえ成人である出演者が自由意思で応募して出演している番組制作の過程で、制作スタッフからなされた指示が自己決定権や人格権の侵害として違法性を帯びることは、自由な意思決定の余地が事実上奪われているような例外的な場合であると考えられる。そこで、そのような例外的な場合に当たるかどうかを以下で検討する。

第1に、確かに、本件番組はリアリティ番組として、台本は一切ないことを視聴者に対して強調しているが、実際には一定の演出が不可避である。このことを視聴者に示さないことの是非はともかく、台本が一切ないことを視聴者に対して強調しているからと言って、出演者との関係で演出上の指示が許されないことにはならない。

第2に、制作現場の責任者は、ヒアリングにおいて、本件番組の制作過程では、「相談をされた時などは、強制的にならない範囲で、提案やアドバイスをすることはございますが、その際は、提案やアドバイスを演出や指示だと理解してほしくはない」と述べ、「演出や指示」の存在を否定する。いわゆる「やらせ」の有無の点も同様であるが、「演出や指示」の有無についても、言葉の意味の捉え方次第であるため、それを議論してもあまり意味はない。ただ、「提案やアドバイス」と言っても、制作スタッフと出演者との年齢差や立場の差を考えれば、出演者においてその採否が完全に自由であったとは考えにくく、強い影響力を及ぼしたであろうことは想像に難くない(しかし、上記のとおり、一般論として、それが許されないわけではない)。

第3に、申立人は、さらに、常日頃から感情表現について1を10とすることが出演者には求められていたともする。この点、前述(2(2))のとおり、制作スタッフは出演者に対し「自分の心のアンテナの感度レベルを、1から5や10にするつもりで、豊かな感覚をもって、ここでの生活をしてほしい」と説明していることと対応し

ていると思われるが、その意味合いについて、大袈裟な感情表現を求めるものとする申立人と、それを否定するフジテレビとで大きく食い違っている。この点についても事実認定は困難であるが、本件番組で放送されることを前提に撮影されている以上は、視聴者の関心を引く言動が求められると出演者が考えることは自然なことであり、申立人の主張するような意味合いで上記説明を理解することは十分ありうるだろう。

ただ、他方で、A氏の陳述書において、ある出演者が収録時に打ち合わせと異なる発言をしたことを巡って制作スタッフとの間で長時間の押し問答があったことなど、いくつかの例が具体性をもって語られている。ただし、最終的にはその出演者はその「提案やアドバイス」には従わなかったとのことであり、制作スタッフからの「提案やアドバイス」ないし「演出や指示」は、本人の意思決定の自由を奪う程度のものではないと見られる。

木村氏は、22歳の若者とはいえ、すでにプロレスラーとして一定の知名度を得ており、プロとしての立場について自覚を有していたことがうかがえる。コスチューム事件においても、仮に「ビンタしちゃえば」などの発言があったとしても、木村氏はプロレスラーとしてそのようなことはできないと考え、実際にはそうはせず、スタッフの要求と自己の判断とを折り合わせているのであるから、過度な要求であっても受け入れざるを得ないような状態にあったとまでは言えない。また、コスチュームを着られない状態にされてしまったことに対する木村氏の怒りは、実際にきわめて強いものがあり、その点は、コスチューム事件当日の朝からのLINEのメッセージや、翌日の木村氏の言動にも現れている。本件放送中における木村氏の怒りの場面は、少なくとも相当程度には真意が表現されているものと理解できる。

第4に、出演に先立って交わされた同意書兼誓約書について、申立人は、この同意書兼誓約書が著しく一方的であり、出演者の自己決定権を侵害するとする。特に問題となるのは第26項であり、次のような内容である。①「私が、本同意書兼誓約書の各条項に違反した場合には、不可抗力である場合を除き、貴社らが私のために負担した上記第10項及び第11項記載の対価及び交通費全額を貴社らに返却するとともに、私の違反によって貴社らに生じた損害を賠償します」、②「私が本同意書兼誓約書の各条項に違反したことによって、本番組の放送及び配信が中止となった場合には、私は、貴社らに対し、放送及び配信が中止となった話数に1話あたりの平均制作費を乗じた額を貴社らの損害の最低額とみなし、これを無条件で賠償するとともに、これに加えて貴社らが被ったその他の損害の全てを賠償します」、③「また、私は、本同意書兼誓約書の各条項に違反した場合には、本番組収録期間中であっても、貴社らの判断により本番組からリタイアすることにつき、一切異議を述べません」。

しかし、上記①の損害賠償が巨額なものとなることは通常考えにくいし、②の損害賠償も、出演者が本同意書兼誓約書の各条項に違反したことによって、本番組の放送

及び配信が中止となる非常に例外的な場合に生じるにすぎない。また、同意書兼誓約書に署名する際には、イースト社のプロデューサーによる読み合わせが行われていたことから、木村氏を含む出演者はその内容を理解した上で契約をしていたと言える。

ただ、特に上記②については、非常に例外的なものであるとはいえ、木村氏のような若年の一個人が履行できるとは考えにくい（フジテレビは所属事務所も責任を負うとするが、少なくとも木村氏との契約上はそのような規定にはなっていない）、高額になりうる賠償額の予定が記載されている。フジテレビは、申立人との出演契約は労働契約にあたらなから労働関係法令も適用されず、対等な当事者間の出演契約として問題はないとしている。しかし、損害賠償額を予定する契約の禁止を定める労働基準法16条の適用の有無はさておくとしても、本件番組では、出演を希望する若者との間ではテレビ局の立場が強いものであると思われること、出演者の多くが20歳過ぎの若者でその資力は十分ではないこと、出演者はシェアハウスでの生活の中で常時撮影の対象となっていることなどを考慮すると、損害賠償額の予定を規定する同意書兼誓約書は、出演者を過度に緊張させたり、精神的に拘束したりする背景となる可能性があり、適切とは言えない。

しかし、本件放送との関係で見ると、第3として上述した点などを踏まえれば、この同意書兼誓約書によって木村氏が自らと異なる人格の表現を強いられたとまではいえない。

(3) 小括

以上からすれば、コスチューム事件の撮影前に、制作スタッフが「ビンタしちゃえば」等の発言を行ったか否かなど、詳細は不明であるが、いずれにしても、自由な意思決定の余地が事実上奪われているような例外的な場合に当たるという意味での自己決定権や人格権の侵害があるとは言えない。

5. プライバシー侵害について

申立人は、コスチューム事件における木村氏の言動は、通常、他人に見られたくないと考えるものであり、そのような場面の映像をエンターテインメントとして放送した本件放送は、木村氏のプライバシーを侵害すると主張する。

この点については、本件番組のリアリティ番組としての性質上、「通常、他人に見られたくないと考えるもの」についても撮影・放送されることがあり、木村氏もその点を理解・同意して出演していること、撮影にあたっては出演者はピンマイクを身につける必要があり、それによって出演者は撮影がされる状態だと知ることができ、コスチューム事件の放送場面についても木村氏は撮影されることを認識し認容していた

ことなどからして、違法なプライバシー侵害であるとは言えない。

6. 放送倫理上の問題について

(1) 本件放送を行うとする決定に際しての出演者への配慮について

① 出演者の身体的・精神的な健康状態への配慮と放送倫理

前述(3(2))のとおり、本件放送を行ったことによる人権侵害に関しては、ごく例外的な場合に限って成立するとしたため、人権侵害は認められないと判断した。しかし、本件放送を行うとする決定の際の配慮が十分だったかどうかは、放送倫理上の問題としてさらに検討が必要である。

まず、一般論として、放送局が出演者の身体的・精神的な健康状態に配慮すべきかどうかにつき、放送倫理基本綱領や日本民間放送連盟放送基準に、直接言及する規定を見出すことはできないが、同基準第12章「視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い」には、「(84) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えてはならない」「(85) 出演者の個人的な問題を取り扱う場合は、本人および関係者のプライバシーを侵してはならない」という規定があり、出演者への配慮も放送倫理の内容をなすことが示されている。また、日本民間放送連盟報道指針3(4)に、「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る」とあることも参考になる。

これらに加え、そもそも、出演者の身体的・精神的な健康状態に放送局が配慮すべきことは社会通念上当然のことであり、場合によっては契約の付随義務等として法的な義務ともなるのであって、出演者へのこうした配慮は放送倫理の当然の内容をなすものと考えられる。

このことは、リアリティ番組に関しては強く当てはまる。すなわち、前述(3(2))②のように、リアリティ番組の出演者が誹謗中傷によって精神的負担を負うリスクはフィクションの場合よりも格段に高いといえること、出演者がしばしば未熟で経験不足な若者であること、そして、番組とは独立して存在する営みを撮影するドキュメンタリーとは異なり、リアリティ番組においては、状況を設定し、さらに出演者を選んで制作・放送しているのが放送局であることからすれば、放送局には、出演者の身体的・精神的な健康状態に特に配慮をすることが求められる。

② 本件について

本件番組においては、身体的というよりは精神的な健康状態への配慮が問題となるが、これについては制作側にも認識はあり、主に視聴者のSNSへの投稿による精神的な負担を念頭に、前述(2(7))①のように、一定の対応はなされていた。ただ、これが十分かどうかについては、これまで議論の蓄積があるわけでもなく、

また、委員会が専門的な知見を有するわけではないため、本件番組における上記のような体制の適切性については判断を行わない（ただし、Ⅲで若干の付言を行う）。

ここでは、3月31日の最初の自傷行為以降のフジテレビの対応に焦点を当てる。具体的な対応状況は、前述（2（4）、3（3）②）のとおりであり、少なくとも木村氏と実際にやり取りをおこなったスタッフに関しては、相応の対応がなされたと言えると思われる。

しかし、次のような諸事情を考慮すれば、放送の結果として以前と同様の事態が生じるおそれがないか、より慎重な対応が考えられたところである。

- a) 2月15日に本件未公開動画が撮影された際、木村氏は過呼吸のような状態に陥ったこと。この時点ではコスチューム事件はNetflix配信もなされていなかったが、コスチューム事件について女性出演者と話をする中でこのような状態になったもので、この件が木村氏に精神的な影響を与える問題であったとのシグナルだと捉えることができたのではないか。
- b) 少なくとも現場の制作スタッフは、最初の自傷行為の時点から本件未公開動画が公開される前までの木村氏の不安や苦痛をよく知っていたこと（2（7）②も参照）。すなわち、木村氏の自傷行為はNetflix配信後の1回のみではなく後日も繰り返しており、木村氏はその写真を繰り返しアシスタントディレクターのD氏にLINEを通じて送っているし、そのほかにも繰り返し不安や苦痛を語っていた。また、配信当日の自傷行為をSNSに投稿するというのは異常な行動であろう。そして、確かに、本件未公開動画公開のころからはD氏とのやり取りもやや落ち着きを見せ、前向きな気持ちになっているようにも感じられるが、最初の自傷行為の時点から見ても、本件放送まで1か月半程度しかたっていない。
- c) これはフジテレビとは無関係な事情ではあるが、2020年4月7日から5月25日までの間、緊急事態宣言が発出されており（これは最初の自傷行為の少し後から、本件放送までの間にほぼ対応する）、プロレスの興行ができなくなるなど、木村氏は不安が募りがちな状況に置かれていたこと。

前述（3（3）④）のように、本件放送を行うとする決定の際には、一応の慎重さをもってなされたことがうかがえるところではある。しかし、リアリティ番組においては、出演者の精神的な健康状態への配慮がとりわけ必要であり、しかも、本件においては上記のような特に気がかりな事情が存在したことからすれば、制作責任者が本人と直接面談をするなど、より注意深く状況を把握したり、さらには、いわば「素人判断」で意思決定をするのではなく、木村氏の精神状態を適切に理解するために専門家に相談をするなどのより慎重な対応が求められたのではないか。

このような対応がなされなかった背景として考えられるのは、フジテレビの制作責任者（チーフプロデューサー）、あるいはその他、社内の然るべき立場にある者の

間ではこのことが深刻に受け止められていなかったのではないかということである。このことは、上記（２（４））のとおり、最初の自傷行為の後、フジテレビの制作責任者に報告されたのは４月４日になってからであり、Netflix配信から本件放送までの間、この制作責任者が木村氏と直接連絡することはなく、また、この間の判断は制作責任者限りでなされており、それ以上に社内の責任ある立場の者で情報を共有して協議されることはなかったことなどからうかがえる。また、仮に上記 a) b) の事情を制作責任者が知らなかったとすれば、現場との意思疎通のあり方に問題があったのではないか。

いずれにしても、委員会は、それまでの経緯からして、木村氏に精神的な負担が生じることが明らかである本件放送を行うとする決定過程で、出演者の精神的な健康状態に対する配慮に欠けていた点で、放送倫理上の問題があったと判断する。

（２）「過剰な編集、演出を行ったことによる放送倫理上の重大な問題」について

申立人は、ことさらに視聴者の感情を刺激するような過剰な編集、演出を行ったことによる放送倫理上の重大な問題があると主張する。

具体的には、コスチューム事件の撮影前の打ち合わせにおいては、より積極的にカメラの前で怒りの感情を爆発させるように指示があったものと考えられるなどとする。

しかし、この点の事実関係が確定できないこと、および、本件放送中における木村氏の怒りの場面は、少なくとも相当程度には真意が表現されたものと理解できることは前述（４（２））のとおりであり、放送倫理上の問題があるとは言えない。

なお、申立人は、スタジオトークや副音声でのタレントのコメントによる視聴者への「煽り」についても問題としているとも思われるが、コスチューム事件に関するタレントによるコメントは、木村氏の怒りの対象となったA氏にも責任があるなどとして、木村氏の怒りに理解も示されており、一方的に木村氏を批判する「煽り」とは言えず、放送倫理上の問題は認められない。

（３）「検証を十分に行わなかったことによる放送倫理上の重大な問題」について

申立人は、木村氏の死後に、第三者委員会の設置等をせず、内部調査を行ったのみであり、実効的な検証は何らなされていないと主張する。

この点について、一般論として、放送局には、放送の自主自律性の確保のため、番組の制作や放送に関して問題が生じた場合には、必要に応じて適切な検証を行って以後の教訓とすることが期待される。

ただ、委員会は、個々の放送番組による人権侵害及びこれらにかかる放送倫理上の問題に関する事案を審理することを基本的任務としており（運営規則第５条１項１号参照）、番組の事後的な検証のあり方の審理はそこからはかなり距離があるため、本決

定では判断を行わない。

(4) 申立人に対する対応について

申立人は、木村氏の死去後、申立人に対する連絡がなかった等、フジテレビの自身に対する対応があまりにも不誠実であると主張する。この間の申立人とフジテレビとのやり取りの経緯については、事実関係の主張が食い違っている。フジテレビは、木村氏の所属事務所やプロレス団体、法律事務所といった複数の第三者を介して申立人に連絡を取ろうとしていたところ、そのことによって情報伝達の齟齬が生じていたことがうかがわれるが、委員会による事実認定はここでも困難である。しかしながら、フジテレビが所属事務所等を通じて申立人に連絡を取ろうとしたことが不誠実であるとはまでは言えず、また、イースト社及びフジテレビのチーフプロデューサーが申立人に対してそれぞれ手紙を書くなどしており、少なくとも、明らかに問題があったとは言えない。

さらに、申立人は、このイースト社チーフプロデューサーの手紙に、事実関係等について報告の用意が整ったら真っ先に申立人にお伝えすべきと考えているとあるにもかかわらず、フジテレビの検証結果が申立人に事前の説明なく公表されたことを問題としている。申立人の心情に対して配慮できた点はあったのではないかと考えるが、そのことをもって問題があったとまでは言えない。

III. 結論

以上より、Netflix での配信を契機に木村氏に対する誹謗中傷がわき起こり、自傷行為に至るといふ深刻な事態が生じていたところ、本件放送を行うとする決定過程で、出演者の精神的な健康状態に対する配慮に欠けていた点で、本件放送には放送倫理上の問題があったと判断する。

また、本決定においては、「コスチューム事件」の配信・放送によって誹謗中傷が多くなされるとは予測できなかったとするフジテレビの主張について、それ以前からの誹謗中傷に関する木村氏の悩みを把握していなかったことが背景ではないかとしたほか(3(3)①)、本件未公開動画の撮影・編集に関して配慮に欠ける点があることも指摘した。

これらからすれば、フジテレビにおいては、全体として、問題の深刻さの認識に甘さがあったことは否定できない。出演者の状態を把握していないために認識が甘くなるのか、あるいはその逆なのかは明らかではないが、いずれにしても、リアリティ番組の制作・放送を行うに当たっての体制の問題を、課題として指摘せざるを得ない。

リアリティ番組には、出演者のありのままの言動や感情を提示し、共感や反発を呼

ぶことによって視聴者の関心を引きつける側面がある。もっとも、実際には演出上の指示・要請や、本人の番組企画への過剰な同調によって、真意に基づく言動とは異なる姿が視聴者に示されることもある。しかし、ドラマなどのフィクションとは違い、真意に基づく言動とは異なる姿に対するものも含め、視聴者の共感や反発は、役柄として作られた登場人物にではなく、生身の出演者自身に向かうことになる。このように、リアリティ番組への登場人物に対する毀誉褒貶を、出演者自身が直接引き受けなければならない構造があるといえる。

そして、SNSが広く普及した今日においては、出演者の言動や容姿、性格等についてあれこれコメントを共有することが視聴者にとってのリアリティ番組の楽しみ方となっていることは明らかである。本件番組のようにスタジオトークや副音声でタレントがこうした談義に参加していることは、上記のような視聴方法を助長するが、そこに許容限度を超えた誹謗中傷が含まれうることも否定できない。出演者自身が毀誉褒貶を直接引き受けなければならない前述のような構造の中で、リアリティ番組の出演者自身が誹謗中傷によって精神的負担を負うリスクは、フィクションの場合よりも格段に高いと言わなければならない。

こうした点に加え、一般に、出演者の身体的・精神的な健康状態に配慮することが放送倫理上の要請であることを踏まえれば、リアリティ番組の制作・放送を行うに当たり、出演者に対するインターネット上での誹謗中傷対策や出演者の健康状態の把握、相談体制について適切な考慮を行うことが求められる。

この点、フジテレビでは、これまでは誹謗中傷についても、自然に沈静化するのを待つのが基本的な姿勢であったところ、2020年10月に社内にSNS対策委員会という全社的な検討会議を設置し、すでに検討報告書を取りまとめているという。それによれば、SNS対策部（仮称）を設置し、SNS投稿状況のシステムティックな把握、番組制作上の具体的な注意点のチェックリスト作成、トラブルに対する積極的な対応等、大幅な体制拡充が計画されている。

委員会としては、フジテレビが本決定を真摯に受け止めた上で、自ら定める上記の対策を着実に実施し、その効果の不断の検証を踏まえて改善を続けるなどして再発防止に努めるとともに、本決定の主旨を放送するよう要望する。

同時に、放送界全体が本件及び本決定から教訓を汲み取り、木村花氏に起こったような悲劇が二度と起こらないよう、自主的な取り組みを進めるよう期待する。

以上をもって放送人権委員会決定とする。

なお本決定には、水野剛也委員より補足意見が、國森康弘委員、二関辰郎委員よりそれぞれ少数意見がある。

補足意見

逡巡のすえ、放送倫理上問題あり、という当委員会の決定に同意しながらも、依然としてためらいを完全には払拭できていない。

放送倫理上問題あり、と結論づけることを迷った理由は、以下に例示するように、本件放送をおこなった被申立人の主張・事情にも十分に斟酌しえる点が複数あることによる。

- ・自傷行為後、木村氏に対し一定のケア・手当を継続的にしている。その姿勢も、個別的に見れば真摯さを欠いているとはいえない。
- ・木村氏に精神科医の受診を提案しながら実現しなかった背景に、新型コロナウイルス感染症の流行を受けた緊急事態宣言中という不運がかさなっていた。
- ・木村氏の気持ちが総じて前向きになりつつある、との認識もあながち不合理とはいえない。
- ・本件放送以前に YouTube で公開した 3 本の未公開動画も、木村氏の言い分を伝える内容を含み、かつ被申立人によれば先行配信した放送に対する木村氏の不満をくみとった結果である。また、3 本に分割した編集手法にしても、無数の映像が利用者の時間を奪いあう動画投稿サイトの特性を考慮すれば、視聴されやすくするための合理的な工夫と理解しえる。
- ・本件放送後に木村氏が自死することを具体的に予見することは困難であった。

にもかかわらず、放送倫理上の問題ありとの決定に賛同したのは、当委員会が指摘した諸点に加えて、本件番組の「魅力」と「危うさ」が表裏一体であることに対する被申立人の自覚が足りていなかった、という点に強い懸念を覚えたからである。その「魅力」また「危うさ」は、相対的に未熟で経験不足な若者の感情を資本とし、しかもそれを高めた状態で見せる、ことにある。これは、当委員会も引用している「心のアンテナの感度レベルを、1 から 5 や 10 にするつもりで」、「1 番やって欲しくないのは 0 を 1 にすること」などの本件番組出演に際する「心構え」が象徴的に示している。

各種書面やヒアリングを精査すると、被申立人は確かに本件番組の「魅力」については知悉し、かつそれを活かした番組制作をしていた様子は容易にうかがえる一方(だからこそ、長年にわたり継続するほどの支持を得た)、発展途上の人間の生の感情を扱

うリスクについては、十分に目配りできていなかったことがわかる。もちろん、それ以外にも、出演者との力関係が不均衡であったこと、必ずしも出演者との信頼関係を築けていなかった（木村氏については、むしろ強い不信感を生じさせていた）ことなど、関連する種々の問題は指摘できる。しかし、その根底には、木村氏が自傷行為におよぶ以前の段階を含め、成長過程にある若い男女の喜怒哀楽を素材とすることの長短両面に対する認識の不十分さがあったと考える。

2012年の番組開始から8年間で、本件番組の両面的でセンシティブ、デリケートな性質について意識を高める機会はあったはずだ。たとえば、出演予定者と「同意書兼誓約書」を読みあわせる際に被申立人は、SNS上で出演者に対する批判が加えられる傾向が増していると伝えた上で、実際にあった過去の事例として「入居前は『分かっている、大丈夫』と言うが、実際にSNSが炎上すると、精神的に参ってしまうこともある」などと説明している。また、ヒアリングで認めているように、海外では精神的にいちじるしく変調をきたす、さらには死亡にいたる出演者・参加者が続出している事実も把握していた。確かに、本件番組は海外のそれほど過酷・過激な状況設定はしておらず、同列に置くことはできないにせよ、成長過程にある若者の心情を番組の中核とする本質は共通している。

リアリティ番組はその特質上、よかれ悪しかれ、出演者の人生に重大な影響を与える可能性が高いことから（当委員会がいう「特殊性」にも通じる）、関連するあらゆる事象を他人事、起こりえぬ不都合な例外ではなく、自らの番組制作にも何らかの形で応用・参照しえる他山の石として受けとめ、本件番組が内包する「魅力」ばかりでなく「危うさ」により意識的であれば、当委員会がいう「より慎重な対応」にもつながり、最悪の事態は避けられたのではないか。そう悔やまれてならない。本件申し立ては、申立人はもとより、被申立人にとっても痛恨の極みであるはずだから。

（水野 剛也 委員）

少数意見

1. はじめに

委員会は本件申立て内容を検証し、放送倫理上問題があったとする一方で人権侵害はなかったと、多数意見として判断している。しかし私は、本件放送に関する問題点を総じて考察すると、木村花さん（以下、「木村氏」という）が耐え難いほどの精神的苦痛を抱えることになり、人権侵害があったと判断する。ただし、現場スタッフの個人を問いただすというよりも、より責任ある立場の者たちを含めた体制のあり方を問うための意見であることをあらかじめ断っておく。

委員会の決定文では、リアリティ番組の出演者がSNS上をはじめとする誹謗中傷によって精神的負担を負うリスクがフィクションの場合よりも格段に高いとした点を

含め、重要な指摘がいくつもなされている。私も多くの点で賛同しているため、意見が異なる主な2点について触れるとともに、私の見解を添えていく。

2. 自傷行為後の本件放送に関する私の見解

決定文Ⅱ.3（以下、Ⅱ.は省略する）の「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」について、委員会は「フジテレビ側では、木村氏に対する精神的ケアや、SNSを通じての再度の誹謗中傷被害の防止について一定の対応はなされたことによって再度の深刻な被害の具体的な予見可能性は低下しており、また、本件放送を決定する際、上記④でみたa)～f)を総合的に考慮したということで、その判断が一応の慎重さをもってなされたことがうかがえるため、漫然と本件放送を決定したものは言えない。そうすると、具体的な被害が予見可能であるのにあえてそうした被害をもたらす行為をしたとは言えず、人権侵害があったとまでは断定できない」と述べている。しかし、「漫然と」とまでは言わなくとも対応が不十分であれば再び精神的苦痛をもたらしかねず、場合によっては心身の危険が増すだろう。たとえば、本件放送が木村氏に与える精神的ダメージについて精神科医に尋ねたり、木村氏に「コスチューム事件」の場面の差し替えなど放送内容の一部変更を希望するか否かを聞いたり、誹謗中傷の自制を視聴者やネットユーザーに広く呼びかけたりと、被害を受けた出演者の気持ちに寄り添い、手厚くケアするような対応が取られていたのか疑問がある。そしてa)～f)は、(決定文3(2)③で指摘されるように)「自傷行為のような重大な被害が生じている場合」において、本件放送を決定する際の判断材料として果たして十分だったと言えるだろうか。Netflixで第38話が先行配信されてSNS上で誹謗中傷がわき起こり、木村氏がそれを苦にして自傷行為を繰り返していたにも関わらず、実質的に同じ内容を地上波で放送したことは重大な過失だったのではないか。第38話を地上波で放送することにより、木村氏にさらなる精神的苦痛をもたらしており、この点において人権侵害があったと判断せざるをえない。以下、詳述する。

3(2)②でも指摘されるように、リアリティ番組の出演者は「真意に基づく言動とは異なる姿」で描かれることもある。実際、木村氏も演出上の指示や編集を通じて、不本意な描かれ方をしていると友人や知人らに漏らしていた。本件番組では出演者の言動について、スタジオトークや副音声でタレントがあれこれコメントし、SNSで増幅されたネガティブな感情が誹謗中傷を招くこともある。タレントのコメントには出演者への批判が少なくなく、出演者同士の衝突を期待するような節も見受けられる。「A(男性出演者)の、もう出よう」「Aだな、ダメな時続くねー」「これめっちゃくちゃぶつかるんじゃない?」「こっわ」「これぶん殴るんじゃないか」(以上は本件放送である第38話の副音声)、「解決に向かっていく空気だな、ちょっとさみしいな(笑)」、「もうちょっと燃えてくれませんか」、「(木村氏について)そんなに、えらいかい。ち

よっとイラつく」(以上、第39話Netflix配信の副音声)などは一例である。A氏の評価を落としながらも、それ以上に木村氏を批判しているような印象を受ける(「山チャンネル」はさらに辛辣である)。スタジオトークにもあるが、特に副音声には、視聴者があたかもタレントと一緒にテラスハウスの共同生活を眺めてあれこれリアクションしていると思わせるあるいは錯覚させる効果があり、ここに同調性が見られる。出演者のやり取りは字幕にして、副音声のほうを聞きながら視聴する人も多いという。タレントのコメントがネガティブな場合、視聴者間やSNS上での出演者への反感を増幅させるであろう点で、精神的苦痛を一定程度与えていると考える。ただし、3(2)②にあるように、「第三者によるインターネット・サイトへの書き込みにより仮に名誉権・プライバシー権等の人格権への侵害が生ずる場合があるとしても、それは放送による権利侵害とは別の問題」(本委員会決定第24号)であることや、「チャンスを見てリスクを承知の上で出演」したことなども勘案すると、たしかにNetflixの第38話先行配信に関しては、人権侵害があったとまでは言えないだろう。

ただ、現実には先行配信を機にわき起こったバッシングを苦に木村氏は自傷行為に及んだ。これに対しフジテレビ側は「再度の深刻な被害の具体的な予見可能性は低下」したとして、3(3)④にあるように、a)～f)を総合的に考慮して、本件放送であるところの第38話の地上波放送が可能であると考えた。しかし、先行配信によって「自傷行為のような重大な被害が生じている場合」において、再度実質的に同じ内容の放送をするという、この判断が果たして適切だったか。

まず、自傷行為後の木村氏へのケアについて、日常の付添い等を友人に委ねるなどの対応に問題があるとは言えない、と決定文でも述べているが、先行配信によってバッシングを招いてしまった放送局が本来なら速やかに主体的に専門家をまじえた手厚いケア態勢を整えることが不可欠だったのではないだろうか。自傷にはうつなど精神疾患等との関連性が指摘されることも多く、実際、Netflix先行配信で誹謗中傷が巻き起こった2020年3月31日以降、木村氏は自傷行為を重ね、数週間にわたって同居していた友人らによると「うつ状態」も見られたという。2週間以上続くような本格的なうつ状態を引き起こす原因の代表例はうつ病と躁うつ病であり、友人の証言からも、いずれかに当てはまりそうな様子が見受けられる。まず、自傷行為は、心の痛みを体の痛みによってふたをする“治療的効果”があるとされる。しかし、やがて体の痛み慣れて一時的な“効果”も減っていくため、自傷の頻度や強度を高めざるをえず、最終的には死をたぐり寄せてしまう傾向にあり、自傷後1年以内の自殺リスクは数十倍～百倍に高まるといわれている。それゆえ、自傷を繰り返す場合は治療などが必要とされる。また、自殺者の9割はうつ病を中心とする精神疾患を抱えているという。うつ病は「死にたくなる」病気である。うつ病になると、心が疲れ切って脳の働きにも異常をきたして適切な判断や決断ができなくなり、苦しみから逃れる唯一

の選択肢が死と思いつく状態に追い詰められる。躁うつ病もストレスなどがきっかけで、脳の働きに異常をきたし、「消えてしまいたい」という気持ちが強くなると同時に行動的にもなるので命の危険がある。自殺企図率はうつ病よりも躁うつ病を抱える人の方が高い。つまり自傷行為やうつ状態は死に直結することの多い致命的な状況であり、本来であれば、出演者を率先して守るべき被申立人が早急に、専門家らによる木村氏らへのケアと放送の中止か差し替えをし、番組制作のあり方においても改善を施すことが望ましい局面であったと考える。

同様に、フジテレビが a) ~ f) にあるように木村氏に「回復」の兆しがあり「前向き」な気持ちになっているなどとして本件放送を行う判断をしたという主張を踏まえて、委員会も 3 (4) で「その判断が一応の慎重さをもってなされたことがうかがえる」としている。しかしこの放送局の判断は、本人の精神的に追い詰められた不安定で危機的な状況を見誤っていたかもしれない。ヒアリングで母親や親しい友人が木村氏について、周りの人に気を配り、親身になってくれる優しい人柄だったと述べた。精神科医によると、周囲に気を遣う人は、よけいな心配をかけまいと、身近な人にまで「前向き」「元気」な自分を無理に演じることが少なくない。また、うつ病の場合、初期の抑うつ症状が一番つらい急性期だけでなく、社会復帰を準備している回復期にも、自死の恐れが高まるという。復調途上における、いまだ不安定に揺れる気分と、ある程度回復した意欲とが、自殺への意欲という方向で合体してしまったときに、衝動的に自殺が完遂されてしまうことが少なくないのである。躁うつ病の場合でも、躁とうつの混合状態では、心や気分は落ち込んでいるにも関わらず、何か行動を起こさないと気が済まなくなる気分が一層強くなってしまい、自死の危険が高まる。たしかに、私を含め放送人権委員会委員は専門的知見を有していないが、それでも自傷行為やうつ状態における危険性については、私が記述した程度には情報を得ることはできる。繰り返しになるが遅くとも、自傷行為が始まって精神的に不安定な状態になった時点で、フジテレビ側が危機意識を高め専門家らをまじえた手厚いケアを施す必要があっただろう。6 (1) ②でも「制作責任者が本人と直接面談をするなど、より注意深く状況を把握したり、さらには、いわば『素人判断』で意思決定をするのではなく、木村氏の精神状態を適切に理解するために専門家に相談をするなどのより慎重な対応が求められたのではないかと述べている。

地上波で放送するか否かの判断材料が a) ~ f) にとどまるというのは、いささか無理があったのではないかと、という点についてももう少し踏み込んでおきたい。3 (3) ①にあるように被申立人が誹謗中傷に対する木村氏の悩みを把握できていなかったこと、また 2 (4) や 2 (7) ①で指摘されたように、最初の自傷行為があってからフジテレビのチーフプロデューサー（制作責任者）に報告されたのが 4 日後であり、Netflix 配信から本件放送までの間木村氏と直接連絡することはなく、社内の責任あ

る立場の者で情報を共有して協議することもなかったこと、フォロワーからのコメントに積極的に関心を払うことは少なかったこと、誹謗中傷について自然に沈静化するのが基本的姿勢だったこと、誹謗中傷の自制を広く呼びかけなかったこと、これらについてもっとできることがあったと思われる。

さらに言えば、本件放送より5日前の5月14日のYouTube未公開動画配信によって再び木村氏へのバッシングが増えており、「何をしても叩かれる、それがテラハ」、「DM荒れすぎwww」などと友人たちへLINEで被害を訴えている。後述するように、本件番組スタッフもこのことは把握している。「再度の深刻な被害の具体的な予見可能性は低下」したとして、フジテレビは5月19日の本件放送に及んでいるが、未公開動画配信後のバッシングを受けて、被害の予見可能性はむしろ上がっていたのではないか。

自傷行為を始めてから自死に至るまでの間、木村氏は友人にだけではなく、本件番組スタッフに対してもLINEで「DMとかひとつひとつ見てたら」「死にたくなってきた」、「生きててすみませんでなくて」「腹を切って詫びたい」、「未公開（5月14日のYouTube未公開動画配信）でまた荒れ始めた」「（泣き顔のマークが5つ）」などの連絡をしている。これらの言動を現場スタッフだけでなく、より責任ある立場の者たちでも共有しながら速やかなる全社的な救済対応をとるべき場面ではなかったか。ところが、現実には3月31日の第38話Netflix先行配信で木村氏へのバッシングが起こってからも、視聴者やネットユーザーに広く自制を呼びかけることはなく、5月14日にYouTubeで第38話の未公開動画を配信して再びバッシングを招き、同19日には第38話の地上波放送を行って、三度、さらなる誹謗中傷を呼び込む形となった。自傷行為後の同一内容の放送や関連動画の配信は、木村氏の孤独感と苦痛を増大させたことは否めないだろう。

以上、漫然と本件放送を決定したとまでは言えないものの、バッシングにさらされて重大な被害を受けている出演者を守りケアする、若者の心身を預かる、という視座において対応及び判断材料が十分ではなかったために、木村氏に相当な精神的苦痛を与える形となり、人権を侵害したと判断せざるをえない。

3. 番組制作過程における人権侵害に関する私の見解

決定文「4. 自己決定権及び人格権の侵害について」において、委員会は「コスチューム事件の撮影前に、制作スタッフが『ビンタしちゃえば』等の発言を行ったか否かなど、詳細は不明であるが、いずれにしても、自由な意思決定の余地が事実上奪われているような例外的な場合に当たるという意味での自己決定権や人格権の侵害があるとは言えない」としている。しかし、実態としては出演者とテレビ局の立場の違いは厳として存在していたと考えられる。たとえばA氏は「出演者とスタッフは本来対

等なはずですが、スタッフには『出させてやっている』感じがあった」と証言する。後述するように出演者は損害賠償にも触れた、演出を含む撮影方針に従わざるをえないような同意書兼誓約書に署名したうえで出演している。それゆえなおさら、制作陣に対して弱い立場に置かれるであろうことは想像できる。力関係については、4（2）でも幾度か示唆されているところである。出演者の立場が弱いがゆえに自己決定権や人格権が損なわれかねないことについて、以下述べていく。

委員会は4（2）にて、第1に「本件番組はリアリティ番組として、台本は一切ないことを視聴者に対して強調しているが、実際には一定の演出が不可避である。このことを視聴者に示さないことの是非はともかく、台本が一切ないことを視聴者に対して強調しているからと言って、出演者との関係で演出上の指示が許されないことにはならない」とし、第2に『提案やアドバイス』と言っても、制作スタッフと出演者との年齢差や立場の差を考えれば、出演者においてその採否が完全に自由であったとは考えにくく、強い影響力を及ぼしたであろうことは想像に難くない（しかし、上記のとおり、一般論として、それが許されないわけではない）」と述べている。しかしもちろん、立場の差を利用した演出上の指示や要請が許容されるには限度がある。指示や要請などを通じて「真意に基づく言動とは異なる姿」で描かれた人物像が本人にとってあまりに不本意なものであれば問題となりえるし、描かれた像によって出演者本人がひどい誹謗中傷の的になる場合には、やはり問題が生じてくるだろう。母親や親しい友人たちは、本件番組において木村氏が実際よりも乱暴、暴力的な人物像として描かれていると指摘する。木村氏自身は「コスチューム事件」に関して「スタッフにキレろと言われてやってしまった」「自分としてはあそこまで怒っていなかった」と友人やほかの出演者たちに打ち明けている。

第3に「仮に『ビンタしちゃえば』などの発言があったとしても、木村氏はプロレスラーとしてそのようなことはできないと考え、実際にはそうはせず、スタッフの要求と自己の判断とを折り合わせているのであるから、過度な要求であっても受け入れざるを得ないような状態にあったとまでは言えない」としている。しかし、立場の強いスタッフの要求と自己の判断との折り合いをつけること自体がすでに木村氏にとって負担であったことは想像できる。そして、現実はこの場面で木村氏はビンタではなくとも、相手の帽子を投げ捨てる行為には及んでおり、それがスタジオトークや副音声で批判的なコメントを呼び、番組内で「事件化」され、そしてSNS上でのバッシングを招いている点に、留意が必要だろう。4（2）にあるように、たしかに制作陣からビンタの指示があったか否かの事実関係を委員会が「確定することは困難」であるものの、木村氏本人はそのような指示があったと受け止めて行為に及んだことは、LINEなどに残る友人や知人らとのやり取りの中からうかがえる。

第4に出演に先立って交わされた同意書兼誓約書について委員会は、「この同意書兼

誓約書によって木村氏が自らと異なる人格の表現を強いられたとまではいえない」としている。しかし、実態として、出演する若者との間ではテレビ局の立場が強いものであると考えられる以上、木村氏は弱者であり配慮を受けるべき存在であったのではないか。同書にはたとえば、演出や編集を含む撮影方針やスケジュール及び待遇など番組を制作及び配信・放送するために必要な一切の事項に関して、全て放送局側の指示・決定に従うことを誓約する旨が明記されている。さらに、誓約違反で放送・配信が中止となった場合、一話分の平均制作費を最低額として無条件で賠償する、局側が被ったその他の損害の全てを賠償する、と書かれている。実際、木村氏と知人友人とのやり取りの中で、何千万円もの賠償への懸念や演出・編集などへの不満が吐露されており、一足飛びに人権侵害とまでは言えないまでも、同書を通じて制作陣への従属を強いられかねない点は見逃ごせない。

木村氏は、親しい人やほかの出演者との間で、過剰な演出や編集について制作スタッフへの不信も打ち明けている。例を挙げると「これも撮る前に〇〇さんにめっちゃ煽られたからね」(原文実名)、「編集ではやっぱり面白いようにいじられますね」、「スタッフにも悪意を感じる」、「スタッフは信用できない」、「これでまた炎上するんだろうな」、「炎上して話題になって製作陣は満足かな」(原文ママ)など。一方、答弁書やヒアリングにおいてフジテレビ側は、過剰な演出はしていないし、言ったとされる言葉についても心当たりがない、一切ない、としている。また、出演者には共同生活における感情のぶつかり合いなどを通して成長してもらって卒業してもらおう、その過程を描きたい、としている。双方の認識や見解には、相当大きなズレが見い出される。ただ、制作陣にそのつもりはなくとも、実際に木村氏や他の一部の出演者はスタッフの姿勢に不信感を募らせていた。いじめやハラスメントと同様に、加害者あるいは立場の強い者がそう思わなくとも、被害者あるいは立場が弱い者がそう感じてしまうような行為は控えることが求められよう。

以上を踏まえると、木村氏は自由な意思決定の余地が実質的に一定程度奪われている様子が見受けられること、しかも「真意に基づく言動とは異なる姿」で描かれた人物像に不満を抱き、かつその像によって自身がバッシングの標的になっていることから、自己決定権や人格権の侵害がなかったとは言えないのではないかと考える。

4. おわりに

以上、自傷行為後の本件放送における人権侵害及び番組制作過程における問題と、さらに決定文ですでに指摘された問題点とをすべて積み上げて考慮すると、一人の生身の人間にのしかかる精神的苦痛として許容限度を相当に超えていると考えられ、やはり、木村氏の人権を侵害するに至ったものと判断した。

ところでイギリスでは、出演者の福祉や幸福が脅かされる時、出演者のみならず

視聴者に対しても害や暴力を与えるもの（Viewer offence）との認識を深めている。木村氏の死を受けたフジテレビの調査報告書においても、当該放送において「つらい」「しんどい」「無理」など番組の展開に対する視聴者側の心的負担を訴えるものが目立った、とある。出演者が苦しくて、視聴者もしんどい、そのような番組をつくるスタッフ自身、辛くなかったらどうか。現場制作陣が背負う期待と重圧も相当であったらと想像する。

放送界全体において、SNS時代であることも踏まえ、これまで以上出演者の福祉や幸福を重んじ、個をリスペクトし、心身をケアし、命を守ること、それらを通じて視聴者をも、そして制作者をも包摂してケアする放送文化が育まれるよう祈念している。

（國森 康弘 委員）

少数意見

1 はじめに

内容的に違法ではない番組を放送することによって人権侵害や放送倫理上の問題を生じることがあるか。本件では、主にこの点が問題になった。その背景として、本件放送とほぼ同一内容の番組がNetflixで先行配信された結果木村氏に対する誹謗中傷が起これ、木村氏がそれを苦に自傷行為を複数回行ったという先行事情が存在した。

この問題について多数意見は、「具体的な被害が予見可能であるのにあえてそうした被害をもたらす行為をしたとは言えず、人権侵害があったとまでは断定できない」として人権侵害の成立を否定する。そのうえで、本件放送を行う決定過程で出演者の精神的な状態に対する配慮を欠いていたとして「放送倫理上の問題あり」と結論づけている。

しかし、私は、当委員会の役割や手続的限界、本事案の特徴などに照らすと、当委員会としては、この問題について人権侵害の問題としての判断は控え、放送倫理上の問題として検討するのが妥当と考える。そのうえで、当委員会の審理を通じて知りえた事情を前提としても、木村氏の状態に対するフジテレビの配慮不足は看過できず、多数意見の判断よりも重い「放送倫理上重大な問題あり」とするのが妥当と考える。

以下、多数意見と見解を異にする点を中心に意見を述べる。

2 放送すること自体による人権侵害の成否に関する検討

(1) 「本件放送自体による、視聴者の行為を介した人権侵害」という問題の立て方について

多数意見は、申立人の主張に沿う形で、「本件放送自体による、視聴者の行為を介し

た人権侵害」との標題のもと、「不特定多数の第三者の集合的な行為を、放送局の行為として評価することができるかが問われている」と問題を立てている。

しかし、そのような問題の立て方をすると、フジテレビが申立人の主張を批判したように、近代法の原則たる自己責任の原則に反するといった主張を招きかねない。番組でとりあげた者（以下「対象者」という）に対する視聴者の非難は、因果関係の問題として捉えればよく、多数意見のように視聴者の行為を放送局の行為と評価するかのような言い方をする必要はない。人権侵害の成否を検討するにあたって検討対象となるのは、あくまでも放送局の行為・認識である。放送後に起こった視聴者の反応、ひいてはそれを苦しめた対象者の自傷行為といった結果の発生を、放送局が本件放送を放送した時点で予見することができたか。予見できた場合に、それにもかかわらず放送をしたことをどのように評価するか。そういった放送局の行為や認識があくまでも検討対象である。

(2) 法的責任を判断する際に斟酌すべき要素について

多数意見は、人権侵害の成否に関し、現段階では法的責任の判断基準について議論は深まっておらず、確定的基準の提示は困難と指摘する。そのうえで、「少なくとも、先行する放送ないし配信によって本件の自傷行為のような重大な被害が生じている場合において、それを認識しながら特段の対応をすることなく漫然と実質的に同一内容を放送・配信することは、具体的被害が予見可能であるのにあえてそうした被害をもたらす行為をしたものとして、人権侵害の責任が生じうる」と指摘する。これらの指摘に異論はない。

しかし、その先の検討については意見を異にする。多数意見は、上記基準を検討するにあたり、「Netflix 配信の前後から本件放送の前後までのフジテレビの木村氏に対する対応のあり方を中心に検討」して結論を導いている。多数意見が指摘するフジテレビの対応のあり方も重要であるが、検討すべき事項はそれに限られない。判断対象は上記(1)で述べたとおり放送局の予見可能性や放送をしたことの評価である。そうすると、少なくとも本件放送の内容自体などから判断できる事項として、問題となった場面の内容（予見対象となる結果を招きやすい内容か否か）、リアリティ番組という本件放送の性質（多数意見もこの点は議論の前提として考慮している）、番組を放送することによる公共性・公益性、対象者の社会的地位・影響力などが検討事項として関連すると考える。また、本件放送の内容自体からは知りえない事項として、すでに指摘したNetflixの配信にともなう先行事情に加え、対象者の問題となった言動に対する放送局の関与の有無、放送局と対象者との関係性、対象者の心理状況及びその変化、それを放送局がどの程度認識しえたのかなどの事項も関連するであろう。ここで列記した事項について、多数意見では、別の論点との関係では検討している場合、あるいは

は「Netflix 配信の前後から本件放送の前後まで」の時期に限って検討している場合がある。だが、本論点との関係において、あるいは時期を限定せずに検討するのが妥当である。

(3) 当委員会で人権侵害の問題として結論を出すことの当否

前項で指摘した様々な事項を検討対象とする場合、次に、それを当委員会で人権侵害の有無という法的責任の問題として検討するのが妥当かという問題が生じる。

当委員会の運営規則「苦情の取扱い基準」では、「放送前の番組にかかわる事項および放送されていない事項は、原則として取り扱わない」とされている（第5条1項(3)号）。そのことを受けて、当委員会の審理手続は、原則として、当事者双方がそれぞれ2回主張書面を出し、1度のヒアリングを行う場合があるという簡易なものとされている。

上述した本件放送からは知りえない事項のうち、すでに指摘したNetflix 配信に伴う先行事情の存在については基本的に当事者に争いが無い。また、放送局と対象者との関係性を示す点で重要な「同意書兼誓約書」は、書面そのものが資料提出されている。しかし、それ以外の本件放送からは知りえない事項、たとえば木村氏の心理状態やその変化などの要素は、フジテレビの予見可能性の有無や結果を回避すべき要請の有無などを判断するために大変重要である。

上述の当委員会の役割や手続の限界、それに加えて人の精神的状況のケアにかかわる専門的知見が当委員会には無いことなどに照らすと、この問題を法的責任という厳格な責任を問う局面で当委員会が判断するのは妥当ではないのではないだろうか。審理を経ても認められない又は不明な事柄を、いわば立証責任の問題として申立人に負担させる方法もなくはない。だが、そのような取扱いは、とりわけ本件のように事情を知っている対象者本人が亡くなっている事案では申立人に不利に働き、事案に即した結論に至れないおそれがある。

加えて、この問題では、内容的に違法ではない番組を放送することによって法的責任が生じるかという表現の自由との緊張関係が生じている。上述した先行事情があったとはいえ、事実認定や専門的知見を踏まえた評価が困難な状況において、放送を控えるべきか否か、内容に変更を加えたうえで放送すべきか否かを法的義務の問題として評価することには躊躇を覚える。当委員会の先例としても、事案を人権侵害の問題として扱うか、放送倫理上の問題として扱うかについて、委員会には判断の余地が存在すると指摘するものがある（決定第69号「芸能ニュースに対する申立て」等）。

以上の理由から、この問題は人権侵害の成否の問題としてではなく、放送倫理上の問題として取り扱うのが妥当と考える。

3 放送すること自体による放送倫理上の問題としての検討

(1) 検討対象について

多数意見は、「本件放送を行うとする決定の際の配慮が十分だったかどうか」を放送倫理上の問題として取り上げている。そのような問題の取り上げ方に基本的に異論はない。もっとも、放送自体を控えること、あるいは放送内容を変更することが木村氏の精神面に対する配慮の最たるものと言いうる。さらに、いかなる配慮をするのが妥当であったかは、放送した場合にどのような結果を招くと予見できたかという問題と不可分であろう。そうすると、人権侵害の問題あるいは放送倫理上の問題として検討するに際し、評価の基準ないし規範が法的なものか否かの違いはあるにせよ、検討対象や検討方法自体は基本的に同じか類似すると考えられる。

それゆえ、放送倫理上の問題として取り上げる場合でも、本来であれば人権侵害の問題と同様に上記2(2)で列記した要素のすべてを検討対象とするのが妥当である。しかし、当委員会には手続上あるいは専門性の観点から限界があるため、すべての検討は不可能である。そのような制限はあるものの、当事者に争いが無い事実あるいは当委員会の審理を経て知りえた事実は存在する。それらの点については多数意見が人権侵害の問題あるいは放送倫理上の問題として検討する際に指摘するとおりであり、私もおおむね賛同する。そこで、ここでは多数意見と見解が異なる点に絞って意見を述べる。

(2) 同意書兼誓約書

多数意見は、もっぱら「自己決定権及び人格権の侵害について」という別の論点において、本件放送自体への影響の有無という観点から同意書兼誓約書について検討している。しかし、本件放送を行うとする決定の際に配慮が十分であったかという問題との関係でも、放送局と対象者との関係性を見極めるうえで同意書兼誓約書は重要な意味を持つはずである。

同意書兼誓約書が規定するように、本件番組は、複数名の男女がシェアハウスで共同生活を行い、出演者の日常生活の行動に密着する内容である。その模様が放送局側の指示のもと昼夜を問わず収録される。出演者は、番組収録期間中のスケジュールや演出、編集を含む撮影方針及び待遇等番組を制作及び配信・放送するために必要な一切の事項に関して、放送局側の指示・決定に従うことを誓約している。また、番組収録期間中、放送局らに了解を得ることなく、無断で外出または外泊しないことを約束している。さらに、これらに違反した時には損害賠償を約束する規定もある。

このように、本件番組では、放送局側の対象者に対する関与は強く、放送局は対象者を管理・支配しうる状況にあったと言えよう。

「コスチューム事件」における木村氏の言動そのものに、この同意書兼誓約書が影

響したか否かは不明である。しかし、少なくともこのような契約関係を通じて放送局は対象者を管理・支配しうる状況を確保していたのであり、そのような権能に対応して、放送局には対象者の精神状態に配慮すべき要請が強く働いていたと考えられる。

(3) 未公開動画について

多数意見は2020年5月14日に公開された未公開動画について、3本すべて(とりわけ③)を視聴すれば、「男性出演者の不誠実な対応(卒業後連絡が来ない、LINEも未読無視)をきちんと伝えることで、視聴者からの木村花さんの評価を回復できるのではないかと考えた」とするフジテレビの主張があながち不当であるとも言い難いとする。

しかし、「コスチューム事件」後の「男性出演者の不誠実な対応」をいかに伝えても、「コスチューム事件」そのものに内在する問題の解消にはならない。「コスチューム事件」は、申立人も反論書で主張するように、もとを正せば木村花氏が命の次に大事なコスチュームを洗濯機に置き忘れたことに端を発しており、男性出演者に一方的責任がある話ではない。木村花氏は、自分の落ち度を棚に上げて男性出演者に感情をぶつけ、そのためにSNS上で非難されたのである。つまり、「コスチューム事件」の場面自体が木村氏に対する誹謗中傷を招きやすい内容であった。たとえば、自分にも非があったと認める木村氏の言葉を伝えるのであれば別かもしれないが、同事件後の男性出演者の不誠実な対応をいかに伝えても、同事件を放送することによって誹謗中傷が生じる可能性を低下させることにはならないと考えられる。

当委員会に提出された資料によれば、未公開動画が公開された後に木村氏が制作会社スタッフに対し、「未公開でまた荒れ始めた」とのメッセージを送っている。現に未公開動画の配信後に木村氏への批判が起こっていたことがわかる。メッセージを受けた制作会社スタッフは、木村氏に寄り添って親身に対応していたと考えられるが、批判が起こったことをフジテレビが把握していたかは不明である。とはいえ、フジテレビは、木村氏のおかれていた精神的状況の確認やケアを、もっぱら制作会社を通じて行っていたと認められるので、少なくとも未公開動画が公開された後の視聴者や木村氏の反応を把握し、しかるべき対応をすべき立場にあったと言える。

そうすると、このような未公開動画の公開から数日後に本件放送を行ったフジテレビの行為は、木村氏の精神状況に配慮すべき放送局のあるべき姿とはかけ離れたものであったと評価せざるをえない。

(4) 公共性・公益性の有無等——ニュース報道等との区別

たとえば公的人物の違法行為をニュース番組で報じる場合のように、リアリティ番組以外でも、放送後に視聴者の非難が対象者自身に向かうことが予見可能な場合は存

在する。そのような場合に、非難が予見可能であるからといって、放送局はニュース報道を控えるべきではないであろう（なお、もちろんのこととして、視聴者による脅迫その他の違法な非難を許容する趣旨でない）。

そうすると、放送によって対象者が非難される可能性がある場合に、そうであっても放送を控えるべきではない場合と、控えるのが妥当な場合があることになる。その区別の指標は、問題となった対象者の言動に放送局が関与しているか、抽象的な非難を受ける可能性を超えて対象者に具体的な損害が生じる可能性を予見できる事情があるか、それを放送することに公共性・公益性があるか、といった点に求めるのが妥当と考える。

ニュース報道と本件を対比すると、事件等をニュースで報じる場合には、放送局自身が事件当事者であるなどきわめて例外的場合を除けば、放送局は対象者の言動に一切関与していない。他方、本件放送における「コスチューム事件」での木村氏の言動については、放送局側の直接関与は不明であるが、少なくとも言動が生じた状況や場面の設定には関与していた。それゆえ、関与の有無・程度という点において、事件等のニュース報道の場合と「コスチューム事件」の場合とでは質的に異なる。また、Netflixの配信にともなう先行事情が存したことはすでに指摘したとおりである。本件では、抽象的レベルにとどまらない具体的損害の可能性を予見できる事情があった。さらに、「コスチューム事件」における木村氏の言動は、仮にそれが本人の意思に基づくもので、言動に対する評価を自ら引き受けて然るべき立場にあると言えたとしても、公的人物による違法行為などとは異なる。「コスチューム事件」を放送することに、予見できる具体的損害の可能性を上回る公共性・公益性があったとは思えない。

フジテレビは、放送自体による人権侵害の論点に関連して、政治家の不正や芸能人の不祥事を放送すれば、その放送に起因して政治家や芸能人の名誉やプライバシーを侵害する違法な批判や誹謗中傷が含まれる可能性も十分に認識可能と言えるとする。そのうえで、そのような可能性を認識しながら放送をする場合に放送局に責任を認めると、世の中の事件のほとんどが放送できなくなり不当な結果を招くと指摘する。一般論としてそのような懸念はよく理解できるが、上記のとおり、そのような場合と本件とは区別できるので、放送したこと自体による責任を本件において認めたとしても、フジテレビが指摘するような事態は招かないと考える。

(5) 放送倫理上の問題に関する結論

当委員会の手続上・専門性における限界についてはすでに繰り返し指摘した。放送倫理上の問題であるからといって、もちろん事実認定がおろそかであって良いわけではないが、これまでの審理の結果、多数意見も指摘するとおり、木村氏の状態について、フジテレビ側でも相応の配慮をしたことが窺われる。たとえば、フジテレビ

は木村氏によるメンタルクリニックの受診をアレンジしたものの、コロナ禍という不可抗力のために実現しなかったという事情も存在した。他方で、多数意見が「本件放送を行うとする決定に際しての出演者への配慮について」(6 (1)) ②で指摘する各事情などに加え、(2)、(3)、(4)で前述した事情も認められる。これらに照らすならば、フジテレビによる相応の配慮があったことを踏まえても、木村氏の状態に対するフジテレビの配慮不足は看過できないレベルにあったと言わざるをえない。

したがって、本件では、多数意見の判断よりも重い「放送倫理上重大な問題あり」と結論づけるのが妥当と考える。

(二関 辰郎 委員)

IV 放送概要

被申立人が提出した映像等による本件放送の概要は以下のとおり。

本編の出演者は木村花氏を含む6人。木村氏の発言は木村、その他はP1～P5とした。副音声の発言者は5人で、T1～T5と表記した。

場面	本編音声	副音声
リビング P1とP2	P1 : どうでした？京都 P2 : 楽しかった。でもそれ以上に木村と話して、お互いの気持ちってというのが明らかになった P1 : 2人ともプラス的感觉でクリア？ P2 : うんうんうん、そうだね。	T1とT2とT5: あー帰ってきた T3: そうだね、なんて言うんだろう T1: 楽しかったんかい！ T3: え？ T1: この雰囲気もなんか、ほんとは見てらんないな
リビング P1とP2 P3と木村 合流	木村: ヤッピー P3 : あ、そこに居たんだ 木村: あ！P1くんに花、お土産があるわ、 P1 : え？ 木村: 2人から P1 : これなに？ P3 : リップ P1 : やった、ありがとう。めっちゃ嬉しいこれ。	T1: プラスに捉えてたね T1: あら、ちょっとメッセージ持ってない？これ T3: リップ... T4: あれ？ T2: いろんな意味ありますよ
リビング P2、P1、P3と 木村 P4合流	P4 : 京都楽しかった？ P2 : 楽しかった楽しかった楽しかった。 P4 : 楽しかった？ 木村: めっちゃ言う「楽しかった楽しかった楽しかった」つて。 P4 : え、めっちゃ良かった？みんなで帰って来たの？ P2 : いや俺と社長は後で、一回お寺行っている巡って帰った。 木村: それは帰りの新幹線も社長が出してくれたの？ P2 : そう、社長が。 P3 : 社長やばいな。 木村: 社長すごいね。 P3 : めっちゃ申し訳ないな。 P2 : すごく優しい。 P3 : やば。	T1: もうむかついちゃってるじゃんみんなあ、社長精神ちょっとおさめてきたんだ T3: おう T1: この流れで社長ってニックネーム... ヒモ T3: あー T2: これもう結構花は T1: もう無理だね、嫌いの方いつてもんねもう T4: ねー T1: P2、もう出よう T3: そうだね T1: え、もうぶちぎれてる

<p>オープニング</p>		<p>T4:あはははは</p> <p>T1:これは、ブレンバスターいくぞ</p> <p>T3:でもやっぱ、女子からするとちょっと,,,なんていったらいいのやっぱり...</p> <p>T1:いやわかります、むかつきますよね</p> <p>T3:むかつくっていうか、平気な顔がちよっと謎になっちゃうかも</p> <p>T1:あのむしろ堂々としての感じ?</p> <p>T4:ねー</p> <p>T3:そうそう、なんか優しいよねって</p> <p>T1:優しいよねって。そうなんだよな</p> <p>T3:ほんとはなんかあるのにそれが出せないのか、本当はないのかわからないねP2はね</p> <p>T2:伝え方が下手くそなのかも</p> <p>T3:なのかもしれない</p> <p>T1:不器用って捉え方もあるかも知らない</p> <p>T3:ちょっといますごい...</p> <p>T1:すごいありましたね、バランスボールみたいな</p> <p>T3:一回戻したい</p> <p>T1:うちは時が進んでますから。時を戻そうができないんです</p>
<p>ダイニング</p> <p>P2とP4</p>	<p>P4 :今少し、時間ある?ある?</p> <p>P2 :いいよいいよ</p> <p>P4 :P2がすごい自分の中でめっちゃ迷子になってるんじゃないかなってずっと思ってるんだけど。</p> <p>P2 :どうして?</p> <p>P4:例えばね、京都に行ってみんなからどう思われたか分かるでしょう?</p> <p>P2 :何、どこの話?</p> <p>P4 :花と話してた話と、社長から全部出してもらったところとか。</p> <p>P2 :うんうん。</p> <p>P4 :みなさんでお会計している時に、P2は財布を出そうとも思わずに、座っててとか。</p> <p>P2 :その話は一切してないし、俺が社長と前日に話して...</p>	<p>T1:え、言うの?</p> <p>T3:言うねーP4は</p> <p>T5:何を?</p> <p>T3:京都のことだと思う</p> <p>T1:わかってないんだ</p>

<p>P4 :出すよって？</p> <p>P2 :そう。</p> <p>P4 :なるほどね。</p> <p>P2 :だから俺はしっかり感謝もしてるし毎回ありがとうって言ってるし、</p> <p>P4 :今までもP2がそんなにこの家に使ってるお金見たことないから、それは価値観…</p> <p>P2 :それは俺の状況を分かってない。</p> <p>P4: もちろん、お金出してよっていうことを言ってるわけじゃない。</p> <p>P2 :知ってる知ってる知ってる。</p> <p>P4 :お金がなければ他に色んなことある。例えば洗剤とかでもさ、そうだし。</p> <p>P2 :してる。いや俺やってる。俺やってる。</p> <p>P4 :一番やってない、正直。</p> <p>P2 :そうかな？それはない、絶対自分のはやるし溜まってたら絶対やるし。</p> <p>P4 :例えば、花が最初はさP2のこと好きって言ってたけど、一瞬で冷めちゃったと。って言うのがP2の中で問題があるわけじゃん。自分のそのお金ない面とか</p> <p>P2 :それは絶対来る、後で。</p> <p>P4 :ただそのしっかりできてない、まず最低限の生活ができてないってことだと思ってる。だからプライドがないのかなとかみんな言っちゃうわけよ。</p> <p>P2 :なんのプライド？</p> <p>P4 :まあ全部社長から出してもらって、</p> <p>P2 :プライドなんかはないよ。そんなプライドを立ててる時点で俺はなんでそんな自分に強がるのかなって思うけどね。</p> <p>P4 :私とかだったら、みんながお酒とか買ってた時とか、それを自分で買うとかさ。だから私状況知らないからってまた言い出すと思うけど。でも、</p> <p>P2 :だからこそ、なんで花がここにいて、俺と話してないのかわかんない。</p> <p>P4 :だけど！違う違う違う</p> <p>P2 :それは俺がちょっとわかんない。</p>	<p>T1:これ他の人に言われるの嫌だな</p> <p>T2+T3:うん</p> <p>T1:いってんだって思うもんな</p> <p>T1:正統だと</p> <p>T1:めっちゃくちゃ嫌だろうなこれ</p> <p>T4:行ってない人に言われるの嫌やね</p> <p>T3:そうだね</p> <p>T1:P4もなんかちょっとこれは出すぎちゃってませんか？</p> <p>T3:おう</p>
---	---

	<p>P4 : だけどその状況ってなに？じゃあ残高ゼロってこと？その状況と言うのは。</p> <p>P2 : ゼロに近いのはあると思う。</p> <p>P4 : ゼロに近いのは…ゼロに近いの？</p> <p>P2 : うんうんうん。</p> <p>P4 : どうやって生活するの？</p> <p>P2 : どうやって生活してる？なんだろう、俺はこう、バイトしてるし。</p> <p>P4 : バイトしてるどころ見たことないからあんまり。もう2回くらいしか多分行ってないんじゃないかなって？</p> <p>P2 : ギリギリしか入れない。なんだろう、他の時間は朝起きて、ゆっくりストレッチして走っているいろいろ書いて、パソコンで作業してスタンドアップ考えて、って言うお金よりそっちの方を大切に今はしてるから。社長ともそんなじゃあ払ってそんな嫌な顔とかしないし、分かっているから。しっかり伝えているし。</p> <p>P4 : そう、だけどなぜか女性にはそれが伝わらなかったって言うのは残念だった…</p> <p>P2 : それは俺の状況が分からないし、しっかり話してくれないからじゃない？</p> <p>P4 : そういう風に人が感じたっていうのは、そういう行動を取ったからじゃないの？シンプルじゃんそれ。</p> <p>P2 : 俺は、うん、それは分かる。出してない…もちろん、なんだろう絶対自分が悪いし100%じゃあその瞬間瞬間、こうしっかりそういうことを伝えるとかみんなで楽しむとか絶対出来てなかったと思う。</p> <p>P4 : ああいう風に見られちゃったような人じゃないなと思うのね。</p> <p>P2 : うん。</p> <p>P4 : 優しい心持ってるし、だからそれをもっと上手く使えるようにならないとき、人に対してもさ伝わらないから自分の中だけだとさ、結局意味ないじゃん。</p>	<p>T1: うわーめったうちだ</p> <p>T1: まー一人それぞれだからね、こればかりは</p> <p>T1: そうそう</p> <p>T2: うん</p> <p>T1: なんか...</p> <p>T3: おーう</p>
<p>スタンドアップの舞台</p> <p>P2</p>	<p>(※セリフは英語のため日本語訳)</p> <p>MC: では今夜のスターを拍手でお迎えください。P2 !</p> <p>P2 : 俺はP2 25歳。2020年になって 新しい年だから ママに俺の欠点を聞いたんだ。するとママは「あなたは繊</p>	<p>T2: さあ、P2どうする</p> <p>T3: さあ</p> <p>T5: ドキドキドキドキ</p>

	<p>細過ぎるわ」と答えた。「何でも気にしすぎる」と。</p> <p>P2 : (言葉が出てこず).....大丈夫。悪いね。</p> <p>P2 : 分からない。ごめんごめんごめん。 クソ! ドジったな。 どうもありがとう。</p>	<p>T1: テンション低いもんな。どこみてんの?</p> <p>T3: あ、また…言えなくなっ</p> <p>T2: あー</p> <p>T4: あれー?</p> <p>T2: トラウマが...</p> <p>T3: えーかわいそうだ</p> <p>T4: うわー頑張っ</p> <p>T1: これ地獄なんだよなネタとぶって</p> <p>T3: これは…</p> <p>T3: あー…</p> <p>T2: あー…吐きそうになるなこういう時は</p> <p>T3: うわーこれは</p> <p>T4: 苦しい</p> <p>T1: いやこれ辛いのがわかりますよね</p> <p>T4: これはもう…これはわかるなこの気持ち、この気持ちは…</p> <p>T1: いやこれは…わかるわこれ</p>
<p>女子部屋</p> <p>P3と木村</p>	<p>P3 : 大丈夫?</p> <p>木村: うん。でさ、めっちゃ縮んでんの、でさ。</p> <p>P3 : やばい?</p> <p>木村: やばいよ。だってさつき着てみたけどさ、ここをさ、これさ、こちら辺にさ、つけなきゃいけないのにさ、ちっちゃいからさ、これ着けようとしたらさこれがさビヨ一ってさ、なっちゃうさ。これだっさここだっ、腰に、これ見てこれ…やばくない?</p> <p>P3 : やばいね。試合できないじゃんね</p> <p>木村: うん。</p> <p>木村: コスチュームをさ、洗濯機に入れたままさ、出掛けちゃった花も悪いよ。でも、バタバタしてさ、干す時間なくて。</p> <p>P3 : 忙しかったもんね</p> <p>木村: そう。置いてきちゃったさ、花も悪いけどさ、それにしてもじゃあさ、次回そうってなった時にさ、洗濯機にさ、物が入ってたらさ、どけるくない?</p> <p>P3 : うん。追加に入れてまた回すってやばいよね。</p> <p>木村 : そう。でさ、乾燥かけやがってさあいつ。なに?</p>	<p>T1: え、風邪か?</p> <p>T2: え、どうしたの?</p> <p>T3: あー花か</p> <p>T1: 花粉症? え?</p> <p>T2: え、どうしたの?</p> <p>T3: 話したのかな? あ、ああえ?</p> <p>T1: あ、え衣装?</p> <p>T3: あ、洗っちゃってってこと?</p> <p>T1: P2、か</p> <p>T2: え、自分で洗濯しちゃったってこと?</p> <p>T1: いや違うんじゃない?</p> <p>T3: 乾燥機入れちゃった事件? 違う?</p> <p>T1: 多分誰かがやっちゃったんでしょね、この流れだと…</p> <p>T3: あー…</p> <p>T1: で上から入れて回しちゃったんだ</p> <p>T4: あー</p> <p>T1: 誰だ?</p> <p>T3: あー</p> <p>T5: P2くん?</p>

	<p>乾燥って</p> <p>P3 :ね。なんでそうなったんだろうって。なんかP3も朝さ洗濯しようと思って行って。で、物入ってたから出したんだよね。</p> <p>木村:うん。</p> <p>P3 :で、まあ時間あったし畳んでたら絶対これ女の子の混ざってるって思って、えっ?ってなるじゃん。最初P2くんのだって思って畳んでたのに、あ、花ちゃんのだって思って。</p> <p>木村:命と同じぐらい大事。ほんとなんか一生懸命死に物狂いで働いてるやつ舐めんなって話じゃん。適当にさ、朝からさ、DJガンガンやってさ、P4によくキレられてるじゃん。</p> <p>P3 :そうだね。</p> <p>木村:ちょっと静かにしてみたいなさ。そうやって過ごしてお金稼いでるわけじゃないじゃん。ありえない、まして人のこと舐め腐るにも程があるよ。</p>	<p>T1:P2だな。ダメな時続くね～</p> <p>T3:ほんとだねー</p> <p>T1:すげーな。え、P2って僕らが思ってた以上にめっちゃやばいのかな</p> <p>T2:その可能性ありますよ</p> <p>T5:だめだ。うんそうね、どうしてもその見えちゃいますよねもう、そうなのかもしれないし</p> <p>T4:そうだね</p> <p>T1:あ、そうなんだ。みんな結構ストレスたまってるんだ</p> <p>T3:たまってるね、そうだね</p> <p>T1:その日頃の行動に。P4がいったこととか、全部多分みんなが思ってたことなんだ</p> <p>T3:そうなんだね</p> <p>T1:これめっちゃくちゃぶつかるんじゃない?</p>
CM ①		
<p>ダイニング</p> <p>P1、P2、P4、P5</p>	<p>P4 :どうだった?</p> <p>P2 :どうだった?いや面白かった面白かった。</p> <p>P4 :なんかめっちゃ行きたかったんだけどね。だいぶ進化してるでしょ?だって3か月前と。</p> <p>P2 :そうだね3か月前はやばかった。</p> <p>P4 :いややばくはないけど。</p>	<p>T1:たしかに、これでこの感じの態度だったらちょっと腹たつな</p> <p>T3:腹たつね</p>
<p>ダイニング</p> <p>P1、P2、P3、P4、P5と木村</p>	<p>P3 :おかえりー。</p> <p>P4 :ああただいまー。</p> <p>P1 :お疲れっす</p> <p>P4 :めっちゃかわいいこのパーカー。</p> <p>P3 :ありがとう。</p> <p>P5 :ドリュウ?</p> <p>P3 :ジャスティン、ジャスティンビーバーのやつ。</p> <p>P4 :そうなの?</p> <p>P3 :ジャスティンビーバーが作ったやつ。</p> <p>P5 :へーそんなのあるんだ。</p> <p>P1 :大丈夫?疲れてる?</p>	<p>T1:プチ切れてますよ、揉めるぞぶつかるぞこれ</p> <p>T2:これ会議じゃないですか?</p> <p>T3:会議だね</p> <p>T1:うわあ</p> <p>T2:こっわ</p> <p>T1:こうなるよそりゃ</p> <p>T4:ライブで、このライブで帰って来たんよね、今</p>

<p>P5 :ういっす！</p> <p>P4 :え、花どうした？ 花あれどうなった？</p> <p>LINEもらったやつ。コスチューム…</p> <p>木村:え、P2さ、洗濯回すときにさ、洗濯機に洗濯物入ってたっしょ。</p> <p>P4 :え？</p> <p>P2 :あー、俺はそのまま入れちゃって中見てなかった。</p> <p>P4 :え、回したってこと？</p> <p>P2 :それはごめんなさい。</p> <p>P4 :そのコスチュームが入っちゃってたってこと？どうなった？</p> <p>木村:縮んでた。</p> <p>P2 :まじで？</p> <p>P4 :縮んでた？</p> <p>木村:色もくすんでた。</p> <p>P1 :あ、そういうことか。</p> <p>P4 :え、結構やばい？</p> <p>木村:着れない。</p> <p>P4 :着れない？</p> <p>P5 :お…</p> <p>P4 :やばい… あれ10万円のやつでしょ。</p> <p>木村:10万以上する。</p> <p>P4 :だよね。</p> <p>P5 :完全に着れないの？</p> <p>木村:着れるよ、無理すればね。あなたが普段着るスーツの袖がこころ辺になるってイメージ。</p> <p>P5 :おーそれはきついな。</p> <p>木村:着れるけど。</p> <p>P5 :うんうんうん。まあいかついねそれは。</p> <p>木村:ちっ、いかついとか言ってんじゃねえよ。</p> <p>P5 :すまん、それはまじ。</p> <p>木村:なめんなよまじ。</p> <p>P5 :ごめんごめん。</p> <p>P4 :いやそれは辛いね。</p> <p>P5 :10万きついな。</p> <p>木村:10万きついっていうか、普通に命の次に大事なも</p>	<p>T1:おっ、あれっ</p> <p>T4:あれっ</p> <p>T1:これぶん殴るんじゃないか…これ、うわあ腹たつ言い方するな、ちょっと…やばいな</p> <p>T1:それはやばいな</p> <p>T1:いかつい…</p> <p>T3:社長、怒られた</p> <p>T4:めちゃくちゃ怒ってる</p> <p>T1:怖かったろうな、社長今</p>
---	--

	<p>のだし、私はあのコスチュームで夢にも思ってなかった東京ドームのリングに上がったし、タイトルマッチにも挑戦したし。</p> <p>P4 :いや…みんなでお金集めて買おうか。</p> <p>P2 :ごめん。</p> <p>P4 :でもさでもさ、ここでこうなっちゃったのはすごい辛いと思うけどしょうがないじゃん、だから。</p> <p>木村:しょうがないっていうのは一番私が分かってるけど。</p> <p>P4 :うん、もちろん。</p> <p>木村:しょうがないとかそういう問題じゃない。</p> <p>P4 :もちろん、でもそれよりさ、もしかしたらこれは花の、これからの…、もっとさいいコスチュームを作って、もっといいリングに上がれるっていう機会なんじゃない？</p> <p>木村:今P4が、そうやって言ってくれるのはすごく花のことを思って言ってくれてるっていうのは分かってるし、心配して言ってくれてるっていうのも分かってるけど、今私が話をすべきなのはP4じゃないと思ってる。</p> <p>P4 :なるほどね。誰と話したい？</p> <p>木村:話したいとかはないかな。</p> <p>P4 :話したくない？</p> <p>木村:話す価値は別にないと思うけど。</p> <p>P2 :まじでごめん。</p> <p>P4 :でもたまにどうしてもいろんなこと考えてしまって、</p>	<p>T1: 値段じゃないのよ</p> <p>T3: うん</p> <p>T2: 的を射ないですよ社長が</p> <p>T1: そこだよなあ</p> <p>T4: そこだよ</p> <p>T4: 商売道具やからなあ</p> <p>T1: いや、それじゃないのよ</p> <p>T3: いや、売ってないんだよね</p> <p>T4: もうちよつと謝って、ちゃんと謝って</p> <p>T1: ひじついてるもんね</p> <p>P4: すぐしきりなさんな</p> <p>T1: そうだよ</p> <p>T3: 仕切るんだね</p> <p>T1: ちょっとP4黙っててくれないかな</p> <p>T3: ちょっとそういうまっつと、そういうときじゃないよね</p> <p>T1: いいひと</p> <p>T1: なんか、うっとうしくなってきたなちよつと。</p> <p>いやまあでもね、そんな大切なやつだったらちゃんとしどくつてのもあるけど</p> <p>T5: まあそう…</p> <p>T2: そうですよ</p> <p>T5: それもまああるけど…</p> <p>T3: だからまあそのこともすごいそうだったって…いろんなことで…</p> <p>T1: わかってるけどってことですよ</p> <p>T2: たまりたまつて</p> <p>T1: そうね</p> <p>T3: そうそうそう、それはそう</p> <p>T1: ほんとそう</p> <p>T2: まあそれはP2がいかないといけないところでしょうね</p> <p>T3: そうね</p> <p>T1: うるせーなつてことか</p> <p>T3: 確かに</p> <p>T1: そうね</p>
--	--	--

<p>わざわざ奥まで見ない時もあるって誰でもあると思うんだよね。別に洗濯機だけじゃなくてもさ。そういう、もちろん…</p> <p>木村:ねえ今はP4のその言葉は聞きたくないから。</p> <p>P4 :でもそれがでもあるじゃん、花の人生の中でもさ。辛いのはすごいわかる。</p> <p>木村:てかてめーがなんか言えよ、なんでずっと黙ってるの?あんたのせいでこうなってるの。なんで黙って見てるの?なんでアンタがさあこの問題の原因作ってるのにさ、彼女に全部話させてるの?お前がしゃべれよ。</p> <p>P2 :なんて言えばいいのかわかんない。今は本当にごめんしか言えない。</p> <p>木村:ファッ… 別にP4に私の気持ちわかってもらうとも思わないし</p> <p>P4:違う違う違う…</p> <p>木村:理解してもらおうとも思わないけど、一緒に住むんだったら人のことをもっと考えて暮らせよ。限界だよもう、京都の時からさ。自分のことしか考えて行動してないじゃん。</p> <p>P2 :うん、ごめん。</p> <p>木村:何でうちらが泣かなきゃいけないわけ? 何したのうちに。あんなのせいだよ。</p> <p>P2 :うん。</p> <p>木村:なんか言えよ</p> <p>P2 :本当ごめん、ごめんしか言えない。</p> <p>木村:自分さ、ふらふらふらふらさ、過ごしてさ、わかんないよね死に物狂いでさ、死ぬほど痛い思いしてさ、血流して骨折ってさ、頑張ってお金稼いでさ、やってる人の気持ちなんかわかんないよね。人のことさ笑顔にしたってってスタンダップやってるかもしんないけどさ、一緒に普段住んでる人をさ笑顔にできないやつがさ、これから先さ何百人何千人の前でさ、人のことを笑顔に出来る訳ねーじゃん。舐めんのもいい加減にしろよ、舐めすぎだよまじで人のこと。京都の時からずっと思ってたよ。思ってたけどさ、自分のさ問題なんだからさ、自分で気づいて自分で考えて自分で行動に移せと思ったから言</p>	<p>T3:そうだね</p> <p>T1:いやまあもうP2どう動くかだね…</p> <p>T3:そうねー</p> <p>T3:っつなるよね</p> <p>T1:そうだね</p> <p>T3:うおー</p> <p>T1:ごめんとしか言えないわだ</p> <p>T4:わかるけど肘つかないでよ</p> <p>T5:そうね、そうですね</p> <p>T3:そういうところなんだよね</p> <p>T3:ストレス溜まってん</p> <p>T1:これは火に油そそぐリアクションだなあ</p> <p>T3:そうだなあ</p> <p>T2:肘ついちゃだめだよな</p> <p>T1:そうねーせめて</p> <p>T4:ちゃんと立ってよー</p> <p>T1:そうね</p> <p>T4:ひじつかないでよ</p> <p>T1:いやでももうね、どうしていいかわかんないのもあるよ</p> <p>T2:これはあります</p> <p>T3:メンズはこうなりがちだよ</p> <p>T2:これは僕もP2の立場だったらごめんしか言えなくなりますね</p> <p>T1:で、全部今たまったもんここで爆発…</p> <p>T3:そうだね</p> <p>T1:これも言われたくないセリフだなあ</p> <p>T3:でも言いたくなります…</p> <p>T5:でもたまりにたまっちゃう…</p> <p>T3:わお…</p> <p>T4:厳しい…</p> <p>T3:京都行かなきゃよかったのに…</p> <p>T1:ほんとだよ…</p> <p>T2:本当にいかなきゃ…、行かないほうがよかった</p> <p>T3:こんなに悔やまれる</p> <p>T1:く〜</p> <p>T1:もうこれはもう、時が経つのを待つのみだな、これ。</p>
--	---

	<p>わなかったけど、私の邪魔をするのだけはやめてよ。なんで私こんな頑張ってるのに、あんたにそういうふうになさなきゃいけないの？なんで何も考えないの？今まで自分が周りの事何も考えずに自分のことしか考えてこなかったからこうなってんじゃない。なんでお前が黙ってるのって言うてんじゃない。ねえ、なんとも思わない？この状況。</p> <p>P2 :本当にごめん</p> <p>木村:信じられないわ</p> <p>P4 :ちょっと私一回、上に行くね(立ち去る)</p>	<p>T4: 今何も言えない</p> <p>T1: なんも言えないですもんね</p> <p>T3: そうだよ</p> <p>T2: いや何にも言えない???</p> <p>T3: こっちもこっちでさ、とまんないんだよ</p> <p>T1: そうですね、もうそうですね</p> <p>T3: うん</p> <p>T1: これ花ももう、まあなー</p> <p>T3: ちょっとこういうときなんかP5とか何かないのかな</p> <p>T1: そうですね</p> <p>T2: 最年長としてなんか、やってほしいですよ</p> <p>T1: でもまあ自分があそこに行ったら何言っているか全くわからないもんな</p>
<p>ダイニング</p> <p>P1、P2、P3、P4</p> <p>と木村</p>	<p>木村: ふざけた帽子かぶってんじゃないやねえよ</p> <p>P2 :まじでごめん、まじごめん</p> <p>木村: さわんな、ちっ(立ち去る)</p> <p>P2 : what the fuck (訳: 一体何なんだ)</p>	<p>T3: おうおうおう</p> <p>T1: そうだね、まあ帽子</p> <p>T4: 帽子もね、たしかに</p> <p>T3: 帽子と...</p> <p>T1: え?</p> <p>T3: 厳しいね</p> <p>T1: ここで</p> <p>T4: ここでスタンダップコメディですか...</p> <p>T1: ここで英語で一体なんなんだが、でちゃうか...</p> <p>重いわー、重いー</p>
<p>スタジオトーク</p>	<p>T2 :これは...</p> <p>T3 :とんでもないことが重なるもんですね。</p> <p>T5 :どうでしょう...</p> <p>T4 :こんなことになる?</p> <p>T1 :会話の端々に出て来るP2のヤバさが、そのずっと何もしないでDJで爆音かけてずっとやってとか、ずっとそれがあったのね。</p> <p>T4 :なるほどね。</p> <p>T1 :それでストレスが溜まってる中で最後に爆発するきっかけがこのコスチューム事件。</p> <p>T5 :そんなにすごい命ぐらい大切なものだったら、もしかしたらちゃんと出すかもしれないし、でもそれが毎日のことだったら...</p>	

	<p>T1 :百ゼロじゃないと思いますこれは。</p> <p>T4 :そうそうそう。花も悪い。でもやっぱり、怒られた時の態度がこの肘をついたままとかやっぱりね、帽子かぶったままとか。</p> <p>T1 :帽子かぶってね。ふざけた帽子かぶってんじゃねーよってね。いやあの帽子自体はふざけてないですよ。シチュエーションによってふざけたように見えてしまっただけで、ですので作った方々気を落とさず。P5のやっぱこういう時に頼りにならないのもダメだね。</p> <p>T4:うーん。</p> <p>T1 :ここはバシッと言って欲しかったけどな。</p> <p>T2 :P5は金で解決しようとなんか思ってる感じがしますね。</p> <p>T1 :10万はきついな一っつね。</p> <p>T4 :ね。</p> <p>T1 :P5はでもねビビっちゃってんのよ、一回すっげー怒られてるから。</p> <p>T2 :なめんなよって言われてましたよね！</p> <p>T1 :「いかちいな」みたいなこと言った時に「いかちいとか言ってんじゃねーよ」って。</p> <p>T3 :言われた。</p> <p>T1 :あれでP5がビクってしてた。え…って。</p> <p>T3 :そうそうそうそう。</p> <p>T5 :あの、舞台の映像やっぱ凄かったですね、ずっと残っちゃって頭に。P2くんの。</p> <p>T1 :俺もほんと辛いあれ。</p> <p>T3 :あれちよともう</p> <p>T4 :そんであの思いした後のこれですからやっぱり</p> <p>T3 :大丈夫？</p> <p>T4 :ね。P2が悪いと思いますよ。悪いと思うけどこんなに積み重なったら、ちょっとメンタル心配ですけどね。</p> <p>T1 :そうね。あの、俺だったら出ちゃう。</p> <p>T4 :ね。</p> <p>T3 :このまま？</p> <p>T1 :このまま出ちゃいます。翌日に。</p>	
CM ②		
<p>ダイニング</p> <p>P1、P2、P3、P5</p>	<p>P3 :なんだろう、言わなかったけど、京都の時とかも、次の日P3が顔を洗いにいった時とかもP2くんの服とかだけ脱ぎ捨ててあったりとか、みんなで使う場所だけだね。あんま考えてないのかな、人の事って思うことが結構あるから、今回のことが本当にその結果だと思うから、もっと考えて行動すべきかなとは、思うかな。</p>	<p>T3:あー、おう</p> <p>T1:だらしないんだな、共同生活ってこういうのが結構ねストレスなる</p> <p>T1:さあP5どうする</p>

	<p>P2 :うん、ありがとう。</p> <p>P1 :僕は、弁償っていうよりかはこういうシェアハウスの生活の、こういう例えば水周りとか積極的にやるとかの方がいいのかなって。花ちゃんその1個で怒ってるわけじゃなかったっぼくて、積み重ねで怒ってるんだとしたら大前提というか最初に、シェアハウスの生活においてみんなが使うところとかをやることの方が先なのかなって。</p> <p>P3 :上行くね(立ち去る)</p> <p>P2 :ありがとう</p> <p>P3 :うん。</p> <p>P5 :おやすみ</p> <p>P3 :おやすみ</p> <p>P2 :今話した方がいいかな？</p> <p>P5 :あーまあ、でもさっきの感じだと、ね、謝ってもより怒る感じだったら、なんか明日の方がいい気がするかな。</p> <p>P2 :本当？</p> <p>P5:俺はね、まあでもP2の気持ちがおさまらないなら</p>	<p>T1:ああやっぱりね、態度で示せよってみんな思ってたんだね、こいつほんとやんねーなって。</p> <p>T3:そうなんだね</p> <p>T1:この子繊細だな、P1くん。若手の割にいい服着てるもんなこの子。金ない若手の割に、いい服とかめっちゃ持ってるもん</p> <p>T1:おやすみじゃないよ？</p> <p>T3:いかない、いかないね</p> <p>T1:いかないかー</p> <p>そうだね</p> <p>T2:話すんだったら</p> <p>T1:まあな、いやー</p> <p>T5:まー一応今ちょこっと話せるなら話してもいい...</p> <p>T5:行こうという気持ちがあるなら</p> <p>T3:どっちなあ</p> <p>T1:いやまあたしかにな今いってもまあブチ切れた、ばたんだよなあ</p>
<p>エンドロール</p>		<p>T3:そうだよなあ</p> <p>T1:いやーこんな気持ちになるんだっけ、テラスハウスって</p> <p>T3:初めてじゃない？</p>

V 申立人の主張と被申立人の答弁

	申立人	被申立人
過剰な演出の有無	<p>■同居人の帽子をはたくシーンにより、狂暴な女性のように描かれ、SNS上で娘への誹謗中傷が過激化した。このシーンをめぐり過剰な演出があった。番組内に映る虚像が本当の人格として結び付けられ、精神的苦痛を受けた。</p> <p>■スタッフから「ビンタぐらいしたらいいじゃん」と煽られたことや、出演当初から「プロレスラーらしく振る舞ってほしい」と言われたと聞いた。</p> <p>■男性出演者から、スタッフから度重なる無茶な演出指示を受けたという話を聞いた。</p> <p>■番組は、「共同生活する様子をただただ記録したものです。(中略)台本は一切ございません」と説明しているが、実態は、制作側の演出指示及び感情表現を曲げる演出が行われていた。</p> <p>■木村花氏にコスチューム事件における行動をとらせた上、その言動がリアルなものであるかのように銘打って放送したことは、木村氏の自己決定権および人格権を侵害する。</p> <p>■コスチューム事件における木村花氏の行動は、通常、他人には見られたくないと考えるもので、そのような場면을エンターテイメントとして放送したことは、木村氏のプライバシーを侵害する。</p>	<p>■木村花氏の行為は、男性出演者の帽子を脱がせて投げたもので、暴力行為には当たらない。番組が、木村花氏を凶暴な女性のように描いたことはない。</p> <p>■木村花氏がスタッフに対して、共演男性に手が出てしまうかも、と発言したことに相槌を打った事実は確認されたが、スタッフがビンタを指示したり、煽るような趣旨の発言をした事実は確認できなかった。</p> <p>■「プロレスラーらしく」といった指示についても確認できなかった。むしろ制作側は、プロレスラーのイメージとは逆の面を見せてほしいと願っていた。</p> <p>■無茶な演出指示をしたという事実は確認できなかった。</p> <p>■コスチュームの件の撮影日及び翌日に木村氏と接触のあった制作スタッフ、出演者から聞き取りを行ったが、ビンタの指示や煽り行為をしたという証言は得られなかった。</p> <p>■オーディションに参加した時点で木村氏は、本件番組に出演すれば、通常は他人に知られたくないと考えるであろうプライバシー情報であっても、放送されることがあると理解したうえで出演を希望した。本件番組についても放送を承諾していた。</p>

<p>同意書兼誓約書について</p>	<p>■演出指示に従わなければならなかった背景には、制作側と“一方的な同意書兼誓約書”を結んでいるということがある。</p> <p>■誓約書には、出演者はすべての演出指示に従うなど出演者の言動を制限する条項があり、従わない場合、放送回分の制作費を最低額とする賠償を求めると記載されている。</p> <p>■巨額の損害賠償の可能性をちらつかせた制作側の支配構造があり、制作現場では木村花氏の意思が制限されていたことから、自己決定権を奪われていた。その結果、番組内に映る虚像が木村氏の本当の人格として結び付けて誹謗中傷され、精神的苦痛を受けた。</p> <p>■出演者らに一方的に義務を課す内容の誓約書は、どのように悪意のある編集がされても「誓約書にサインしているのだから仕方ない」と出演者らを諦めの境地に立たせ、本件番組により形成された誤った人格により誹謗中傷を受けることになっていても具体的な反論をできないようにさせるものだった。</p>	<p>■木村花氏と所属事務所は、内容を理解したうえで、その内容を遵守することを承認して本件同意書を締結している。</p> <p>■本件同意書は、出演者を支配関係に置くものではない。これは、出演者が独立した第三者である受託者として締結する出演契約であり、労働契約における労働者のように指揮命令関係に置くものではない。</p> <p>■損害賠償の規定は、出演者の本件同意書違反によって放送等の中止という重大事態が起きた場合の損害額を定めるもの。現実的には、まず所属事務所に責任を追及することを前提とする。</p> <p>■放送中止のような重大な事態は、出演者による犯罪等の場合しか想定しておらず、そのようなことが起きないようにするための抑止力としてとらえている。スタッフが出演者に損害賠償の可能性をちらつかせたという事実はない。</p> <p>■（以上の理由で）「一方的な同意書に基づく支配関係のもと、過剰な演出指示に逆らえず、自己決定権を奪われた」との主張には理由がない。</p> <p>■申立人が“出演者が負う義務の内容について定めた著しく一方的なもの”として例示する条項は、本件番組の特性から必要不可欠な規定であり“著しく一方的なもの”ではない。</p>
--------------------	---	--

<p>ネット配信やSNSとの関係</p>	<p>■ 3月31日にNetflixで38話が先行配信されたのをきっかけにSNS上で誹謗中傷が集中し、自傷行為を行った。番組側は、それを把握していたにもかかわらず、5月14日にYouTubeで『コスチューム事件その後』と題する未公開映像を3本配信し、さらに、5月19日に地上波で38話を放送した。</p> <p>■ 本件はネット配信と連動したコンテンツだ。Netflixでの配信がそもそもの炎上のきっかけで、YouTubeによって誹謗中傷がさらに広がった。テレビ局とネット配信の融合が進んでいることを考慮してほしい。</p> <p>■ 本件番組に端を発する批判や誹謗中傷により強度の心理的負荷を受け、現に自傷行為を繰り返していることを知りながら放送したこと自体が、木村花氏への人権侵害だ。</p> <p>■ SNSの普及により、現代社会でリアリティ番組を放送することには弊害や危険が伴う。本件放送に起因して生じた木村花氏の自死は、リアリティ番組の有する危険が最悪の形で現実化した事例だ。フジテレビらが、十分な検証を行い、その成果を同種事態の再発防止に供することが必要だ。</p>	<p>■ SNSを炎上させようとする意図はなかった。</p> <p>■ スタッフは、木村花氏を凶暴に描いた認識はなく、木村氏への多くの批判は想定していなかった。3月31日の本件番組配信後の批判的コメント数は、過去のケースに比べ小さいと感じていた。</p> <p>■ 5月14日のYouTubeでの未公開映像配信は、木村花氏への批判を和らげる効果を狙ったものだった。5月19日の地上波放送後のSNSの状況について、PR、SNS担当のスタッフもチェックしていたが、木村氏への辛辣なコメントで特に目に留まるものはなかった。</p> <p>■ 悪質な誹謗中傷の多くは、本人だけが閲覧可能なダイレクトメッセージで発信される。木村花氏本人からスタッフが見せてもらった一部を除き、把握しきれていなかった。本人の了解を得たうえで、制作者としてもしっかり把握すべきだった。</p> <p>■ 制作スタッフは、SNSアカウントの運用には否定的で、出演者から相談を受けた場合には、お薦めしないというアドバイスを行っていた。</p> <p>■ リアリティ番組のあるべき姿について、放送局として今後も検討しなければならないことに異論はない。しかし十把一絡げに、リアリティ番組放送による危険が現実化していると論じることには疑問がある。</p>
	<p>■ 5月25日に娘のプロレス団体の親会社を通じて説明があったが、(問題のシーンに) 演出があったことは一切ないとの内容で、娘の説明とは正反対であった。YouTube配信や番組放送は、娘との話し合</p>	<p>■ 3月31日の38話配信後、木村花氏のSNSに批判的なコメントが増え、木村氏が自傷行為に及んだことを知った。その後、5月19日の放送までの間、制作スタッフは本人や所属事務所、関係者と連絡を</p>

いの結果だったとの説明で、出演者と制作側があたかも対等な関係であったかのような虚偽の主張に終始し、娘が私や友人に話した内容と異なる。

■炎上後、番組スタッフに死にたいとSOSも送っている。本当に娘に寄り添って撮影や放送を行ったとは思えない。

■検証作業を第三者委員会ではなく社内調査で済ませようとする姿勢に問題がある。これでは、出演者やスタッフが真実を証言できる環境にない。

■木村花氏は、本件番組および本件放送に起因して自死したことが明らかであり、フジテレビは同種の事態の再発を防止するため、原因究明に真摯に取り組むべき立場にあり、十分な検証を行う社会的責任を有している。

■内部調査を行ったのみで、実効的な検証は何らなされていないというフジテレビの態度は、申立人および社会に対する責任を誠実に果たそうとしないもので、放送倫理上重大な問題がある。

■本件自死後の申立人へのフジテレビの対応が不誠実で、不信感を募らせている。

取り、心のケアを受けるための専門医の受診等を提案するなど、さまざまなコミュニケーションを図っていた。その間、木村氏から「本件放送を中止して欲しい」「帽子を脱がせて投げるシーンをカットして欲しい」といった要望はなかった。

■Netflix配信日に番組公式YouTubeに未公開動画を配信している。5月14日に未公開動画を配信したのは、木村花氏が38話の出来事の背景について視聴者に伝わっていないと不満を表明していたため、これを和らげたいと考えた。未公開部分を伝えることで視聴者の木村氏の評価の回復を期待した。

■第三者委員会を設置しなかったのは、外部の独立委員だけでは番組関係者から積極的な発言が期待できないこと、木村花氏が亡くなったことに強いショックを受けているスタッフに過度な精神的負荷を強いる危険があったこと、放送事業者として自ら必要な調査を行い、原因を解明し、放送の改善を図るべきと考えたからだ。

■制作スタッフは、さまざまなケアを行っていたとはいえ、スタッフ以外の所属事務所、団体、身近な女性を中心とする方々など、それぞれのケアの状況を含めた全体を把握していなかった。また専門家の受診を調整しながら、結局実現に至らなかった。この点、ケアの在り方、健康状態の認識について、制作側としても結果的に至らぬ点があったものと考えられる。

■コスチュームの件について、当時現場にいたスタッフや出演者は、1人を除き聴取しており、必要かつ可能な範囲での聴取は

放送局への要求	<ul style="list-style-type: none"> ■謝罪と公平・公正な検証。 ■本件自死が発生した原因を真摯に検証し、その原因に向き合い、今後このような悲劇が二度と発生しないような具体的な対応をとること。 	<p>なされたと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■申立人の主張する放送倫理違反及び人権侵害の事実はいずれも認められず、また、公平・公正な検証として既に公表した検証報告を実施しているため、謝罪及び新たな検証の要求には応じられない。
---------	--	---

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2020年 3月31日	(Netflixで当該番組を配信開始)
5月19日	フジテレビが当該番組を放送
7月15日	申立人、委員会に「申立書」提出
9月11日	フジテレビ、委員会に「経緯と見解」提出
9月15日	第284回委員会で審理入り決定
10月2日	フジテレビ、委員会に「答弁書」提出
10月16日	申立人、委員会に「反論書」提出
10月20日	第285回委員会で審理開始
11月4日	フジテレビ、委員会に「再答弁書」提出
11月11日	起草委員による論点整理・質問作成
11月17日	第286回委員会で審理
12月15日	第287回委員会でヒアリングと審理
2021年 1月12日	第1回起草委員会
1月19日	第288回委員会で審理
2月1日	第2回起草委員会
2月16日	第289回委員会で審理
3月16日	第290回委員会で審理、「委員会決定案」了承
3月30日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥	武	則
委員長代行	市	川	正 司
委員長代行	曾	我	真 裕
委員	紙	谷	雅 子
委員	城	戸	真 亜 子
委員	國	森	康 弘
委員	二	関	辰 郎
委員	廣	田	智 子
委員	松	田	美 佐
委員	水	野	剛 也